

第3次新潟市食育推進計画 (素案)



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

平成28年2月

新潟市

○ 「食育」の定義（新潟市食育推進条例第2条）

食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること」をいいます。

市長あいさつ

第3次新潟市食育推進計画 目次

◎ 序章	1
○ 計画策定の経緯	2
○ 計画の位置付け	2
○ 施策についての基本的な方針	3
○ 第3次計画の期間	3
◎ 第2次新潟市食育推進計画の成果と課題	5
○ 第2次新潟市食育推進計画の策定方針	6
○ 重点課題の設定	6
○ 第2次食育推進基本計画で追加された指標	6
○ 目標指標の設定	7
○ 目標の考え方	7
○ 食育推進にあたっての目標指標	7
○ 目標指標の推移	10
○ 施策の柱となる考え方	14
○ 基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進	14
○ 新潟市の特色ある基盤	14
○ 「にいがた流 食生活」のイメージ	15
○ 「にいがた流 食生活」の内容	16
○ 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開	16
○ 施策展開の視点	16
○ 地域之力	17
○ 男女共同参画	17
○ コミュニケーション	17
○ 食育推進のための施策展開	18
○ 重点課題への対応	18
○ 施策内容	19
○ 主な取組み事例	20
○ 第2次新潟市食育推進計画の総括	34

◎ 第3次新潟市食育推進計画の策定	43
○ 策定方針	44
○ 目標数値指標一覧	48
◎ 食育推進のための施策展開	49
○ 施策の柱となる考え方	50
○ 基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進	50
○ 「にいがた流 食生活」のイメージ	50
○ 「にいがた流 食生活」の内容	51
○ 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開	51
○ 重点施策の展開	52
○ 基本施策の展開	53
○ 基本施策の体系図	54
○ ライフステージに応じた施策の展開	56
◎ 計画の着実な推進に向けて	59
○ 計画の推進体制	60
○ 新潟市食育推進会議	60
○ 新潟市食育推進会議を核とした推進体制	60
○ 市の推進体制	60
○ (仮称)新潟市食育推進ネットワークの構築	60
○ 市民及び関係者の役割・責務	60
○ 市民	60
○ 教育関係者等	60
○ 保健医療関係者等	61
○ 農林漁業者等	61
○ 食品関連事業者等	61
○ 市(行政)	61
○ 計画の進行管理・公表	61
○ 計画の進行管理	61
○ 公表	61
○ 計画の見直し	61
○ 関係者の役割と食育推進の場所	62
◎ 資料	63
○ 新潟市食育推進条例	64
○ 食育基本法	69

序 章

○ 計画策定の経緯

食は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など様々な食の問題が顕在化しています。

このような中、国では国民運動として食育を推進していくため、平成17年7月に食育基本法を施行しました。また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた食育推進基本計画を平成18年3月に策定し、平成23年3月に第2次基本計画を、平成28年3月に第3次基本計画を策定しました。

81万人の市民が住む本市は、日本有数の農業都市であり、身近に生産される米をはじめ多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚のほか食卓を彩る花など健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。

しかし、高度経済成長期以降、生産者と消費者の距離が拡大するとともに、「食」に関する様々な課題が見られるようになりました。そのため、行政、教育・保育、保健医療、農林漁業、食品産業などの関係者が連携して、これらの課題に対して総合的・計画的に取り組んでいくことが求められています。

本市ではこのような状況の中、本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に新潟市食育推進条例（以下「条例」という。）を制定し、平成19年8月に第1次新潟市食育推進計画を、平成24年4月に第2次計画を策定しました。

本計画は、第2次計画策定後の5年間の取組を総括し、取組の成果と課題の整理を行い、食育が市民の皆様に理解され、より一層関心が高まり実践へと結びつくことを目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

○ 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、にいがた未来ビジョン、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

食育基本法第18条第1項（抜粋）

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

○ 施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとします。

条例の基本理念、施策の基本となる事項（概要）

□ 基本理念(第3条)

- ① 心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ② 自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③ 特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④ 生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

□ 施策の基本となる事項(第11条～第18条)

- 家庭における食育の推進
 - ・ 市民の健全な食習慣の確立
- 学校、保育所等における食育の推進
 - ・ 食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等
- 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - ・ 食育の専門的知識を有する者の養成や活用、保健所、医療機関等による食育の普及啓発活動の推進
- 地域の力を生かした食育の推進
 - ・ 高齢者、地域コミュニティ協議会、食生活改善推進委員等の地域の力を生かした食育の推進
- 生産者と消費者との交流
 - ・ 信頼関係の構築
 - ・ 自然の恩恵等が育まれ、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費
- 地産地消の促進
 - ・ 農林水産物の地域における積極的な消費や学校、保育所等における利用の促進
- 食文化の継承のための支援
 - ・ 地域の特色ある食文化の継承
- 食育の普及啓発等
 - ・ 食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信

○ 第3次計画の期間

本計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

第2次新潟市食育推進計画の成果と課題

○ 第2次新潟市食育推進計画の策定方針

第1次新潟市食育推進計画の推進により明らかとなった4つの課題へ対応します。

○ 重点課題の設定

- 1 朝食の欠食への対応について
 - (1) 大人の朝食欠食
 - (2) 子どもの朝食欠食
- 2 肥満・低体重への対応について
- 3 食の安全に関する知識への対応について
- 4 食育の推進に関わるボランティアへの対応について
 - (1) 食生活改善推進委員
 - (2) 農村地域生活アドバイザー（新規）
 - (3) 人材育成制度の構築（新規）

国の第2次食育推進基本計画の内容を反映させます。

○ 第2次食育推進基本計画で追加された指標

- 1 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
- 2 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加
- 3 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加
- 4 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

○ 目標指標の設定

○ 目標の考え方

食育を市民運動として推進していくために第1次新潟市食育推進計画で掲げた3つの共通目標を基本に、市、市民、関係者等の共通認識のもと、その目標の達成を目指し、連携しながら施策に取り組みます。

市においては、食育推進計画の目標指標と、その実現を図るための事業をリンクさせ、目標指標の所管課を中心に、その達成を目的とした事業の立案と実施の徹底を図ります。

また、目標に対する進捗状況を客観的に把握・分析・評価し、関係各所へフィードバックして、効果的な施策が展開できるよう体制の整備を図ります。

○ 3つの共通目標

- ① 市民一人ひとりの健全な食生活の実践
- ② 健やかな子どもの成長
- ③ 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

○ 食育推進にあたっての目標指標

より多面的に食育を推進し、それぞれの目標の進捗状況が客観的に把握・評価することができるよう「数値指標」を修正・拡充し、その目標値の達成に向けて施策を進めることとします。

1 市民一人ひとりの健全な食生活の実践

指標	策定時	目標値	
	平成 23 年度	平成 28 年度	
食育に関心がある市民の割合	77.0%	90.0%	
食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	59.2%	70.0%	
主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	71.7%	80.0%	
朝食を欠食する市民の割合[成人]	20 歳代男性	17.9%	15.0%
	30 歳代男性	23.4%	15.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合	78.8%	90.0%	
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備軍の割合	28.1%	23.0%	
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	29.7%	50.0%以上	
1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合	男性	27.5%	40.0%以上
	女性	23.8%	40.0%以上
運動習慣を有する市民の割合	男性	28.5%	40.0%以上
	女性	24.0%	40.0%以上
肥満の市民の割合	20～60 歳代男性	25.9%	15.0%
低体重(やせ)の市民の割合	20 歳代女性	19.7%	15.0%
食の安全に対して関心を持っている市民の割合	-	90.0%	
食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	58.6%	65.0%	
食育の推進に関わるボランティアの数	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人・団体
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)	429 店	500 店	
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	75.2%	80.0%	
過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合	40 歳代	18.4%	20.0%以上
	50 歳代	25.7%	30.0%以上

2 健やかな子どもの成長

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
食事時に家族の会話ができている市民の割合		66.3%	70%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加		9 回	10 回
朝食を欠食する子どもの割合	小・中学生	1.1%	0%
肥満傾向の児童生徒の割合	小・中学生	7.6%	7.0%
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	市内産	15.5%	15.0%
給食の残食量		5.0%	3.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	93 校	113 校
むし歯のある幼児の割合	3 歳児	85.2%	15.0%
永久歯一人平均むし歯本数	中学校 1 年生	0.71 本	0.80 本以下

3 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
収穫農園(市民ランド)の参加者の数		384 組	500 組
市民農園の区画数		1,085 区画	1,500 区画
農林漁業体験を経験した市民の割合の増加		27.0%	30.0%
農産物直売所の設置数		121 箇所	150 箇所
地産地消推進の店の認定店舗数	小売店	70 店舗	80 店舗
	飲食店	169 店舗	180 店舗
学校給食廃食用油の燃料化		78,000ℓ	70,000ℓ
環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数		3,553 人	4,000 人
新潟県特別栽培農産物の栽培面積		554ha	4,200ha
食育の推進に関わるボランティアの数[再掲]	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)[再掲]		429 店	500 店
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)[再掲]	市内産	15.5%	15.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数[再掲]	小学校	9 校	113 校

○ 目標指標の推移－ 1

指標No.	指標	対象	集計方法等
市民一人ひとりの健全な食生活の実践			
1	食育に関心がある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	(20歳以上)	「特に参考にしていない」を除く
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	(20歳以上)	1日2回以上
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人] (20歳代男性)	(20歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」
4-2	朝食を欠食する市民の割合[成人] (30歳代男性)	(30歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」
5	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を 認知している市民の割合	(20歳以上)	「言葉も意味も知っている」 「大体知っている」
改 6	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の 該当者及び予備軍の割合	(20歳以上)	実測
改 7	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための 適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	(20歳以上)	「実践して、半年以上継続」
改 8-1	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」
改 8-2	1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」
改 9-1	運動習慣を有する市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「有している」
改 9-2	運動習慣を有する市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「有している」
11	肥満の市民の割合	(20～60歳代男性)	BMI25以上(申告を基に算出)
12	低体重(やせ)の市民の割合	(20歳代女性)	BMI18.5未満(申告を基に算出)
13-1	食の安全に対して関心を持っている市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「ある程度関心がある」
13-2	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	(20歳以上)	「持っている」 「ある程度持っている」
14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-
14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-
14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-
15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-
16	よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」
改 17-1	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 ※定期的に歯科検診を受ける市民の割合 (40歳代)	(40歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」 ※「受けている」
改 17-2	過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 ※定期的に歯科検診を受ける市民の割合 (50歳代)	(50歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」 ※「受けている」

◎目標を上回った(達成)、○直近の実績値と比較して、目標に近づいた、●維持、△直近の実績値と比較して、数値が下回った(悪化した)

策定時 平成23年度	実績					目標値 平成28年度	所管課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
77.0%	75.6% △	75.8% ○	75.2% △			90.0%	食育・花育センター
59.2%	57.7% △	55.7% △	58.5% ○			70.0%	食育・花育センター
71.7%	72.1% ○	69.0% △	71.5% ○			80.0%	食育・花育センター
17.9%	23.8% △	32.8% △	23.6% ○			15.0%	食育・花育センター
23.4%	25.5% △	21.7% ○	12.8% ◎			15.0%	食育・花育センター
78.8%	78.1% △	80.7% ○	80.8% ○			90.0%	健康増進課
27.6% H24	27.6% -	27.5% △	27.5% H25			23.0%	健康増進課
29.7% H25	- -	29.7% -	27.5% △			50.0%以上	健康増進課
27.5% H25	- -	27.5% -	27.0% △			40.0%以上	健康増進課
23.8% H25	- -	23.8% -	22.4% △			40.0%以上	健康増進課
28.5% H25	- -	28.5% ○	24.8% △			40.0%以上	健康増進課
24.0% H25	- -	24.0% ○	21.2% △			40.0%以上	健康増進課
25.9%	26.3% △	25.7% ○	22.8% ○			15.0%	健康増進課
19.7%	25.3% △	23.7% ○	24.6% △			15.0%	健康増進課
-	89.0% -	88.5% △	91.4% ◎			90.0%	食の安全推進課
58.6%	68.6% ◎	67.8% ◎	70.5% ◎			65.0%	食の安全推進課
490人	492人 ○	469人 △	476人 ○			730人	健康増進課
201人	189人 △	189人 ●	136人 △			260人	農業政策課
-	26人・団体 -	41人・団体 ○	60人・団体 ○			100人・団体	食育・花育センター
429店舗	457店舗 ○	471店舗 ○	483店舗 ○			500店舗	健康増進課
75.2%	74.8% △	71.3% △	71.1% △			80.0%	健康増進課
※18.4% H24	※18.4% -	48.1% -	48.1% ●			50.0%以上	健康増進課
※25.7% H24	※25.7% -	48.3% -	54.7% ○			60.0%以上	健康増進課

○ 目標指標の推移－2

指標No.	指標	対象	集計方法等
健やかな子どもの成長			
18	食事時に家族の会話ができて市民の割合	(20歳以上)	「大切だと思っているしできている」 「大切だと思っているしだいたいできている」
19	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	(20歳以上)	-
20	朝食を欠食する子どもの割合	(小・中学生) (参考)小学生 (参考)中学生	学校へ行く前に朝食をとるか 「とらないことが多い」 「全く、ほとんどとらない」
21	肥満傾向の児童生徒の割合	(小・中学生)	実測
22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-
23	給食の残食量	-	-
24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-
改 25	3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割合	(3歳児)	-
改 26	12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数	(中学校1年生)	-
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費			
27	収穫農園(市民ランド)の参加者の数	-	家族や友人同士など参加グループ数
28	市民農園の区画数	-	-
29	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加	-	自身や家族の中に農林漁業体験に参加したことのある人が「いる」
30	農産物直売所の設置数	(スーパーマーケット等の インショップを除く)	-
31-1	地産地消推進の店の認定店舗数 (小売店)	(小売店)	-
31-2	地産地消推進の店の認定店舗数 (飲食店)	(飲食店)	-
32	学校給食廃食用油の燃料化	-	新潟菜の花ブランド推進指標 (廃油回収料≒BDF精製量)
33	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数	-	-
34	新潟県特別栽培農産物の栽培面積	-	-
再 14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-
再 14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-
再 14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-
再 15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-
再 22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-
再 24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-

◎目標を上回った(達成)、○直近の実績値と比較して、目標に近づいた、●維持、△直近の実績値と比較して、数値が下回った(悪化した)

策定時 平成23年度	実績					目標値 平成28年度	所管課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
66.3%	70.7% ◎	70.0% ◎	73.4% ◎			70.0%	食育・花育センター
9回	9.5回 ○	9.5回 ●	9.7回 ○			10回	食育・花育センター
1.1% 0.7% 1.4%	1.2% △ 0.7% ○ 1.5% △	1.5% △ 0.7% ● 1.9% △	1.4% ○ 0.7% ● 1.9% ●			0% - -	保健給食課
7.6% H22	6.9% ◎	7.0% ◎	6.8% ◎			7.0%	保健給食課
15.5% -	15.8% ◎ 31.5% -	15.5% ◎ 31.3% △	15.8% ◎ 31.9% ○			15.0% -	保健給食課
5.0% H22	4.2% ○	3.3% ○	2.8% ◎			3.0%	保健給食課
93校	96校 ○	98校 ○	113校 ◎			113校	食育・花育センター
85.2% H24	85.2% -	86.8% ○	87.3% ○			90.0%以上	健康増進課
0.71本 H24	0.71本 -	0.56本 ○	0.56本 ●			0.36本以下	健康増進課
384組	364組 △	396組 ○	589組 ◎			500組	食育・花育センター
1,085区画	1,145区画 ○	1,145区画 ●	1,121区画 △			1,500区画	食育・花育センター
27.0%	26.3% △	28.3% ○	29.4% ○			30.0%	食育・花育センター
121箇所	113箇所 △	108箇所 △	109箇所 ○			150箇所	食と花の推進課
70店舗	70店舗 ●	70店舗 ●	69店舗 △			80店舗	食と花の推進課
169店舗	162店舗 △	161店舗 △	155店舗 △			180店舗	食と花の推進課
78,000ℓ	80,000ℓ ◎	95,000ℓ ◎	82,000ℓ ◎			70,000ℓ	環境政策課
3,553人	3,366人 △	3,108人 △	3,033人 △			4,000人	農業政策課
554ha	547ha △	494ha △	446ha △			4,200ha	農業政策課
490人	492人 ○	469人 △	476人 ○			730人	健康増進課
201人	189人 △	189人 ●	136人 △			260人	農業政策課
-	26人・団体 -	41人・団体 ○	60人・団体 ○			100人・団体	食育・花育センター
429店舗	457店舗 ○	471店舗 ○	483店舗 ○			500店舗	健康増進課
15.5%	15.8% ◎ 31.5% -	15.5% ◎ 31.3% △	15.8% ◎ 31.9% ○			15.0% -	保健給食課
93校	96校 ○	98校 ○	113校 ◎			113校	食育・花育センター

○ 施策の柱となる考え方

◦ 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進

本市の食生活は、下記のような特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」を提唱し、普及・啓発を図るとともに、それを食育推進施策の柱と位置付けます。

◦ 新潟市の特色ある基盤

1 新潟市は、同一市域内に81万人の市民が暮らす大消費地と、米の産出額が全国1位を筆頭に多様な食料がバランスよく生産される大生産地が近接した、全国的にも類を見ない都市となっています。

- ・ 人口81万人の市民が暮らすとともに、県内外から多くの人を訪れる大都市であり、また、大消費地となっています。
- ・ 広大な耕地を有し、全国第3位の農業産出額を誇る日本有数の大生産地です。
- ・ 全国で圧倒的第1位の米の産出額をはじめ、野菜、果実、魚介類、畜産物など、多様な食料がバランスよく生産される大生産地となっています。

2 新潟市は、食に携わる人材を育てる大学等に恵まれているほか、多くの朝市や直売所を有するとともに、地元の特色ある食材を使った地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など伝統的な食文化を引き継いでいます。

- ・ 食に携わる人材を育てる大学、専門学校、高校などに恵まれています。
- ・ 食生活改善推進委員など、食に関わる地域ボランティアがいます。
- ・ 100を超える朝市・農産物直売所があります。
- ・ 地元の食材を使った「のっぺ」「菊のひたし」「鮭の味噌漬け」など、地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など、引き継ぎたい伝統的な食文化や農水産品の加工技術があります。

3 新潟市は、「食がおいしいまち」と評価されています。

- ・ 本市のイメージを把握するための市民アンケート調査では、「食がおいしい街」という回答が最も多く、満足度調査では「食がおいしいところ」という項目が84.4%となっています。
- ・ 首都圏住民に対するアンケート調査では、「食事や料理のおいしいところ」が支持率50%を超え、約4割の人が「食べものがおいしい・食材の豊かな街」というイメージをもっています。

- 。「にいがた流 食生活」のイメージ



「にいがた流 食生活」イメージ

地域の食材を使った
日本型食生活の実践

米を主食に、新鮮で安心安全な**野菜,果物,魚**など
多様な副食を組み合わせた栄養バランスのよい食事

健康で楽しい食事

伝統的な食文化の
継承

環境と調和のとれた
食生活

生産
提供

消費
実践

市民一人ひとりの
健全な食生活の実現
(栄養,食文化,食習慣,食の安全,マナー等)

新潟市域

豊かな自然(田園・海)

大生産地
農業産出額/全国市町村第2位

魚介	米 (1位)	花き (3位)
畜産	野菜 (11位)	果実 (23位)

販売,加工など(付加価値)

連携・交流

体験(料理・農作業)
直売・学校給食
食品産業・意見交換

意識改革・相互理解

都市

大消費地
人口81万政令市

市民
来訪者

農水産品の加工技術・料理

学校給食

愛着心

信頼関係
感謝の念・理解・顔の見える関係

安心感

人材育成

直売所
朝市

食料品
製造業

「にいがた流 食生活」の基盤となりうる要素

食が美味しいまちの
イメージ

伝統的な食文化

。 「にいがた流 食生活」の内容

「にいがた流 食生活」とは、市民の皆さん一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活のことをいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

。 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開

各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開

ライフステージに応じた施策の展開

新潟市の食育推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設である食育・花育センターを有効に活用

○ 施策展開の視点

本計画では本市の現状を踏まえ、下記の3つの視点から、食育推進の施策を展開します。

- ① 地域の力を生かす
- ② 男女共同参画を進める
- ③ コミュニケーションを重視する

○ 地域の力

- ・ 本市では、自治会加入率が96.4%、市内全域において97の地域コミュニティ協議会が形成されているなど、地域コミュニティが発達しています。
- ・ 各地域には、優れた技術と豊富な経験を有する農林漁業者、地域の伝統的な食文化に関する豊富な知識を有する高齢者や食生活改善推進委員など、優れた人材がたくさんいます。
- ・ 子どもたちが健全な食習慣を確立するためには、家庭の役割が非常に重要ですが、共働き世帯の増加や核家族化などライフスタイルが多様化する中、家庭の中だけで健全な食生活を実現するのが困難な家庭が増えていることが考えられます。
- ・ このため、地域に集積する組織や人の力を生かし、地域ぐるみで家庭を支えあう視点から施策に取り組みます。

○ 男女共同参画

- ・ 家庭における食育は、食事や子育てと密接に関わっていますが、現状では、これらの多くは主に女性が担っています。
- ・ 本市では、女性の社会進出が進んでおり、男女が家庭と職場の活動を両立するため、家庭における男性の役割は、ますます大きくなっています。
- ・ 食育に対する男性の関心は、女性に比べて低いほか、国と比較して30代から50代の男性の朝食欠食率が高いなど男性の食生活の問題が顕在化しています。
- ・ このため、男女を問わず食生活の自立注)が図れるよう、家庭における食事の支度や子育てに対し、男女が共に関心を深め、積極的に参画しやすい環境を整えるなど、家庭における男女共同参画を進める視点から施策に取り組みます。

○ コミュニケーション

- ・ 家族で食卓を囲む機会が減るなど家庭内の親子のコミュニケーションの希薄化が懸念されています。
- ・ 会話のある食事は、家族をはじめ、人と人が信頼関係を築き、人生を楽しくするものです。
- ・ 世代や生活環境、職種を超えて広くコミュニケーションを図ることは、互いの理解を深め、見識を広げるとともに、誤った判断を抑制する力ともなります。
- ・ 食は、生活のあらゆる場面に関わるものであることから、食育の推進は、すべての関係者が共通の認識を持って、連携・協働注)しながら一体的に取り組むことが重要です。
- ・ 関係者が相互にコミュニケーションを図りながら食育推進に取り組むことにより、関係者間の理解が深まるとともに、食育推進の活動の輪が広がることが期待されます。
- ・ このため、食に関わる様々な場面において市民の心をつないでいけるよう、食事を通じた家族間のコミュニケーション、食育推進を通じた関係者間のコミュニケーションを重視する視点から施策に取り組みます。

○ 食育推進のための施策展開

○ 重点課題への対応

- ・ 第1次新潟市食育推進計画の推進により明らかとなった4つの課題へ対応します。

重点課題		具体的な対応策	
		中心となって対応する所属	食育・花育センター
朝食の欠食	大人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳交付時にリーフレットを配布する。 ・ 健康手帳、母子健康手帳の情報ページに朝食の重要性の記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「にいがた流 食生活実践」事業 米を中心とした日本型食生活の実践などを柱とする「にいがた流 食生活」の普及・啓発を行い、食育を市民運動として展開し、実践へと結びつけることによって、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む。 各種料理教室や講座等の開催、リーフレットやレシピカード等の普及・啓発資材の作成を行う。 ○ 食と花の交流推進事業 新潟市全体の食育、花育、農村と都市の交流の推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設として整備した食育・花育センターを、名実ともに拠点化し、食と花を一体的に学ぶことができる場を提供すると同時に、各地域で活用可能な制度を構築する。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会 保健給食課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食や規則正しい食生活の大切さについて、給食の指導や給食だよりの発行等を通じて子どもや家庭に伝えていく。 ・ 朝ごはん料理講習会を引き続き開催することで、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成するとともに、生活リズムの向上を図っていく。 (生涯学習センター) 	
	肥満 ・ 低体重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各区が実施する講習会等において、生活習慣病を予防する上で適正体重を維持することの大切さを伝える（肥満、やせすぎの弊害など）。 ・ ICT（情報通信技術）を活用した健康づくりモデル事業を引き続き実施し、運動の実践と食生活改善のための支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育マスター制度の構築 同左 ・ 食育・花育センターボランティアの導入 食育・花育センターを市民協働による活動・交流の拠点とするため、食育や花育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みを構築し、市民相互の活動・交流の促進を目指す。
	食の安全に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所 食の安全推進課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代向け講習会や食品工場での見学体験の機会を提供するほか、卸売市場などで開催されるイベントに出店し、食品衛生及び食の安全に関する基礎的知識の普及・啓発を図る。 	
食育の推進に関わるボランティア	食生活改善推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関するボランティアとして、引き続き食生活改善推進委員の養成を図るとともに、資質向上のための研修会を実施し、育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターの導入 食育マスター、食育・花育センターボランティア、団体利用促進プログラムの円滑な運用のため、コーディネーターを導入して市民活動の支援を図る。 ・ 食育・花育・農業体験 団体利用促進プログラムの構築 センターの開設を機に、新たに食育、花育、農業体験が一体となった幼稚園・保育園、小学校向けの団体プログラムを構築し、子どもたちへの多様な体験の機会を提供する。
	農村地域生活アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市担い手育成総合支援協議会ホームページ内での女性農業者の視点から見た食の知恵袋や季節の料理などを紹介する地産地消を通じた食育の企画を展開する（不定期）。 	
	人材育成制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育・花育センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みの第一段階として、(仮称)食育マスター制度を構築し、食育に関係する知識・技術を持ち、指導者となりうる人材を食育マスターとして登録し、データベースの構築を行った上で、全市的な活用を促す。 	

。 施策内容

本市の現状と課題を整理し、条例の基本理念のもと、“にいがた流 食生活“を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開します。

1 市民運動としての食育の推進

教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食に関わる各種団体など関係者とコミュニケーションを図りながら、連携・協働し、市民一人ひとりが自らの問題として食育に関心を持ち、市民運動として展開されるよう取り組みます。

2 家庭における食育の推進

市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、自分や家族の食生活を大切に、健全な食習慣の確立がなされるよう、男女共同参画の視点を踏まえ、保護者や子どもの食に対する関心と理解が深まるよう取り組みます。

3 学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所などにおいて、子どもたちが楽しみながら食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

地域や職場において、栄養、食習慣に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防するための活動を推進します。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

本市の風土、伝統的な行事、作法などと結びついた新潟市ならではの食文化など、伝統ある優れた食文化を発掘し、これを継承するとともに、新たな食文化の創造のための活動を支援します。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集や調査研究、あらゆる広報媒体の有効活用などにより、効果的な情報の発信に努めます。

○ 主な取組み事例

1 市民運動としての食育の推進

(1) 「にいがた 流食生活」の提唱・普及

- ・ 本市の食育推進を市民運動として展開するため、本市の特色である米を主食に地域でとれた新鮮で安心・安全な野菜、果物、肉、魚などの多様な副食からなる、栄養バランスのすぐれた日本型食生活の実践を柱とする「にいがた流 食生活」を提唱し、広く市民及び関係者への普及を図りました。
- ・ 「にいがた流 食生活」の内容を実践していただけるよう、「にいがた流 食生活」マニュアルを作成し、広く配布するとともに、食育活動の際に教材として活用しました。
- ・ 「にいがた流 食生活」の良さや実践について、食育・健康づくり講演会やイベントの開催等を通じて市民や関係者の理解を深めました。
- ・ 市役所本館1階市民ロビーに食育・健康づくりに関する情報コーナーを設置し、継続的な情報発信を行いました。

(2) 継続的な食育推進運動

- ・ 関係者と連携して、国が定めた「食育月間」（毎年6月）及び「食育の日」（毎月19日）を普及し、この時期における関係者の取組を促すため、イベントを開催するなど、食育の普及・啓発を行いました。
- ・ 保育園において、毎月の食育の日には、新潟の郷土料理や地元の食材を給食に取り入れ、新潟の食文化を継承するとともに、認知度アップに努めました。また、食育の日をとおして、保育園児や保護者に対し、食の重要性の啓発を行いました。
- ・ 食育推進キャラクターを活用し、広く市民や関係者に活用を促すとともに、広く食育推進運動が浸透するよう、食育や健康づくり、学校給食に関連する印刷物や掲示物にイラストを使用し、親しみやすいものとなるよう工夫しました。
- ・ いくとぴあ食花季節イベントや各区で行われるイベントなど、多くの市民が関わる機会を捉えて、食育推進キャラクターの着ぐるみを使用・貸し出して、食育に関心を持っていただけるよう努めました。

(3) 食育推進の拠点の整備

- ・ 本市の食育推進の拠点施設として、「食育・花育センター」の整備を行い、広く市民や関係者と連携しながら、食育の実践を促す料理教室や団体体験プログラムを実施し、併せて、食育に関する情報の発信や相談等を行いました。
- ・ 生産者と消費者の交流の拠点として、地場農産物や食の多様な体験の機会を提供する「食と花の交流センター」を含む「いくとぴあ食花」の整備を行い、4施設が連携して季節イベントを行うなど、多くの市民が楽しみながら学べるよう取り組みました。
- ・ 農業体験を通して、地域の農業や食文化に興味をもたせること、食の大切さを学ぶこと、併せて、その体験を確かな学びに結び付けることを目指す拠点施設として、日本初の公立教育ファーム「アグリパーク」と、隣接する「農業活性化研究センター」の整備を行い、教育委員会が中心となって作成した、学習と農業体験を結びつけた農業体験学習「アグリ・スタディ・プログラム」などを実施しました。

(4) 各種団体等との連携・協働体制の確立

- ・ 各種団体等との連携・協働が迅速に図れるよう、新潟市食育推進会議を中核として、関係者の意見交換の場を設けました。
- ・ 食育に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内関係課との連携を図りました。

(5) 地域の力を生かした食育の推進

- ・ 食育推進運動が地域に根ざし、地域の自発的、継続的な運動として普及定着するよう、地域コミュニティ協議会が実施する食育活動に、食生活改善推進委員などの豊富な経験や知識、優れた技術を有する組織や人を派遣する「食育マスター制度」を構築し、地域での食育活動を推進しました。
- ・ 生涯学習センターや各公民館で、地域で活動する食生活改善推進委員を講師として「おはよう朝ごはん料理講習会」やテーマを設定した料理講習会を行いました。
- ・ 生活習慣病予防を推進するために、市民に身近な会場で、地域の特性やニーズに応じた健康増進普及講習会を、食生活改善推進委員や運動普及推進委員と連携して、減塩をテーマにした講話や調理実習、運動を取り入れて実施しました。
- ・ 地域における健康づくり、食育推進の担い手である食生活改善推進委員の養成講座として、健康栄養セミナーを実施し、併せて、食生活改善推進委員の資質向上を図るため、全体研修会や地域単位の研修会、勉強会を実施した。

(6) 食育に関する市民の理解の増進

- ・ 食育・健康づくり講演会やいくとぴあ食花季節イベントといった拠点施設における催し物と、「健康福祉フェア」といった各区における催し物の中に、食育に関心を持っていただける内容を盛り込んで開催しました。
- ・ レシピ集・リーフレットの作成・配布などを通じて、本市の食育推進の基本理念や考え方について市民や関係者の理解を促しました。また、「食育マスター」といった食育に関する制度についても周知を図りました。
- ・ 本市の食育推進キャラクターを広く活用して、食育に関心を持っていただけるよう取り組みました。

(7) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及・啓発、情報の発信

- ・ 食育・健康づくりに関する情報やサービスを集約し、楽しく効果的に発信することができるよう、食育・健康づくり情報紙を発行しました。
- ・ 市報にいがたや区役所だよりといった市の広報紙をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等あらゆる情報媒体を有効に活用して、本市の食育推進に関する情報の発信及び食育の普及・啓発を行いました。
- ・ 市報にいがたには月1回「節塩レシピ」を掲載し、生活習慣病予防のための減塩の知識について情報発信を行いました。
- ・ 北区・東区・江南区の3区で、区役所だよりに地産地消・健康をテーマにしたレシピを掲載し、食育・健康づくりの普及・啓発を図りました。

2 家庭における食育の推進

(1) 男女共同参画を踏まえた食育推進

- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、「男の料理教室」や子育て期の男性向けの講座を開催し、男性に対する食育の理解の増進を図る取組を行いました。
- ・ 食育・花育センター主催料理教室は1回の申込で2名まで申し込めるようし、夫婦が揃って参加しやすいよう配慮したり、親子や家族での参加が可能な教室を開催したりするなど、たくさんの方が参加しやすいよう配慮しました。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 家庭教育の大切さを再確認するとともに、家庭・学校・地域が共に連携して子どもを見守り、育むことの大切さを伝え、地域コミュニティを推進するための意識啓発を図るため、家庭教育フォーラムを開催しました。
- ・ 子どもの望ましい食習慣等の確立のため、地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員等と連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」を実施するなど、家庭と学校、家庭と地域社会との連携を強化し、社会全体で家庭を支える取組を推進しました。
- ・ 子どもの基本的な生活習慣形成のため、朝食の効用などについて情報提供を行うなど、朝食摂取や早寝早起きなど生活リズムを向上させるよう取り組みました。
- ・ 公民館等において、親子料理教室など食を楽しむ体験を通じて、栄養や食事の作り方、地域に根ざした郷土食等食に関する知識や技術を習得する機会を積極的に提供しました。
- ・ 給食の試食会や給食だよりの発行など、学校や保育所等を通じて、保護者への食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の普及を行いました。
- ・ 子育てやしつけに関心の薄い親を含め、より多くの親に家庭教育について考える学習機会を通して、家庭教育への意識啓発と家庭の教育力の向上を図ため、新一年生の保護者全員が集まる機会として、就学時健診時または入学前学校説明会などの際に、家庭教育に関する講演会を開催しました。
- ・ 特定保健指導対象外の人へのアプローチの場として、個別相談を実施したほか、小児生活習慣病予防における「児童生徒の生活習慣病健診」の事後指導の場でも実施しました。
- ・ 生活習慣病予防、健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、地域保健福祉センター、健康センターにおいて健康教育、骨粗しょう症予防のための事後指導会（講演会）、健康増進普及講習会を開催し、生活習慣改善のための運動や栄養指導を実施しました。
また、地域依頼の講習についても、地域の実情に合わせて実施しました。
- ・ 特定保健用食品・健康食品等に関する講習会を開催し、食品の栄養知識と適切な利用方法についての啓発事業を行いました。
- ・ 高齢者が要支援となることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営み、1人ひとりが生きがいや自己実現のための取り組みができるよう教室を開催し、運動器や口腔の機能向上や、栄養改善について支援を行いました。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- はじめての離乳食、ステップ離乳食、わんぱくキッズ食べものセミナー、わくわく親子健康づくり教室、母子保健事業（1歳6か月健診、3歳児健診、育児相談、安産教室等）の実施を通して、乳幼児・妊娠期からの望ましい食生活について、相談及び指導を行いました。
また、保育者に対して、家庭における子どもの食育の重要性について啓発を行いました。
- 乳幼児や小学生等の保護者、妊産婦等に対して、「家庭教育手帳」「妊産婦のための食生活指針」「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド」などの指針等を活用しながら、食生活や栄養等に関する情報の提供を行いました。

3 学校、保育所等における食育の推進

(1) 保育所、幼稚園における食育推進

- ・ 保育所、幼稚園の教職員を対象にした食育に関する研修会を開催するなど、食育の重要性に対する教職員の意識を高め、理解を深めるよう取り組みました。
- ・ 保育所、幼稚園において、クッキング保育や野菜の栽培など楽しい体験活動を通して、自然と食に対する興味をもつことができる機会の提供に努めました。
- ・ 親の生活習慣が子どもに影響を与えることから、未就学児の子とその親を対象に、わくわく親子健康づくり教室を実施し、料理・運動などの体験を通して、子どもと親の食育・健康づくりを推進した。
- ・ 地域のお年寄りなどから野菜の苗の植え方を教えてもらいながら、一緒に植え、草取り、水やりの世話をしながら成長を見守り、収穫・クッキングをすることで楽しさや達成感を感じてもらえるよう取り組みました。
また、その実施状況を園だより等で保護者にも周知しました。
- ・ 適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着など、幼児期に「食を営む力」の基礎が培われるよう、園児を取り巻く環境や発達状況などを考慮して、食育の年間計画を作成し、多くの保育園で、この計画をもとに、様々な取り組みを実践しました。

(2) 小・中学校における指導体制の充実

- ・ 食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、学校における食育の推進の中心的役割を果たす職として、栄養教諭の配置を進める、学校栄養職員の栄養教諭への任用切り替えを行う選考検査を実施し、市立小中学校に配置しました。
- ・ 教職員を対象にした食育や農業体験に関する研修会を開催するなど、食育や農業体験の重要性に関する教職員の意識を高め、理解を深めるよう取り組みました。
- ・ 実践事例紹介も含めた栄養教諭・学校栄養職員の研修会（総合教育センター主催）や給食主任研修会を年2回開催したほか、学校の希望により、スクールランチ校に栄養士資格所有の一般市民を食育指導者として派遣し、食に関する指導を行いました。
- ・ 学校における食の指導の充実を図るため、「食に関する指導実践事例集」を作成し、各学校へ配布して、実践に生かすよう働きかけを行いました。
- ・ 給食だよりの発行や、保護者及び地域の人を対象とした給食試食会などを通じて、家庭、地域との連携を強化しました。
- ・ 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員など、地域の団体や人と連携して、学校での指導体制を整備しました。
- ・ 生活習慣病健診における協力医療機関の充実を図るとともに、生活習慣病健診事後指導における地域保健福祉センター(保健師、栄養士)との連携を図りました。

(3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実

- ・ 食育の推進を通じて子どもの望ましい食習慣の形成を促し、学力、体力の向上を図るため、「早寝・早起き・しっかり朝ごはん」を「新潟市の学校教育の重点」に掲げ、「食に関する指導の手引き」及び「食に関する指導実践事例集」を活用した指導を学校に促しました。
- ・ やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態改善のために必要な知識の普及や実践を促すため、生活習慣病予防のためのパンフレット改善を図りながら配布し、予防啓発を図った。
- ・ 実践事例紹介も含めた栄養教諭・学校栄養職員の研修会（総合教育センター主催）や給食主任研修会を年2回開催したほか、学校の希望により、スクールランチ校に栄養士資格所有の一般市民を食育指導者として派遣し、食に関する指導を行いました。
- ・ 様々な教科と農業体験を結びつけて、学習指導要領上の位置づけを明確にした農業体験を行うことで、学習を深めて、農業への興味・関心を高めていけるよう、学校の授業に農業体験を取入れた「アグリ・スタディ・プログラム」（農業体験学習プログラム）を構築し、全国初の公立教育ファームである「アグリパーク」のほか、「いくとぴあ食花」や地域の農家などにおいて、学校や園が実態に応じて選択し、実施できる仕組みを整備しました。
- ・ 地域の農家の指導のもと、田植え、稲刈り、収穫祭等、年間の農作業体験を通じて、農業及び米に対する理解を深めてもらうため、学校教育田設置事業を行い、設置に係る費用を助成しました。
- ・ 各区において、地域の特色を生かした地場産学校給食のモデル事業として、地域の食材についての学習や収穫体験を通じて理解を深めるとともに、生産者との交流給食会などにより、食や食に関わる人々への感謝の気持ちを深める取組を行いました。
- ・ 市内の小学校5・6年生を対象に、新潟市消費者協会の会員を講師にして、糖分測定や着色料の検出実験と食から考える消費生活の基礎知識に関する講座を実施しました。
- ・ 学校給食の普及啓発や学校における食育の推進を図るため、研究推進校として、指定期間を2年として4校を指定し、食に関する指導の研究などを行いました。

(4) 学校給食の充実

- ・ 学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、子どもたちが食に関する正しい知識や食習慣について理解し、望ましい食習慣を形成することを促進するよう、給食メニューをテーマにした「親子料理教室」の開催や、地元野菜・果物を収穫し給食食材とする体験学習を実施しました。
- ・ 子どもたちが地域の食文化への理解を深めるよう、地域で生産された食材や地域の伝統的な料理を取り入れるなど、地域の特色を生かした学校給食を実施しました。
- ・ 子どもたちが地元でとれた米や旬の食材のおいしさが分かるよう、農林漁業者及び流通関係業者等との連携・協働のもと、学校給食における地産地消を進めました。

- ・ 各区において、地元特産である「なし」や「食用菊（かきのもと）」、「カモ肉」などを給食に使用し、児童や生徒に地場産の良さを知らせると共に、協力者の方々との収穫体験や試食会を通して交流を図り、地場産物提供の推進に努めました。
 - ・ 生産者や調理員等を招いた招待給食や講演会を開催するなど、子どもたちが、給食に関わる人々とのコミュニケーションを通して、食べ物や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう取り組みました。
 - ・ 子どもたちが、あいさつや箸の使い方等の食事の作法やよくかんで食べる等の望ましい食習慣を身に付けるよう給食時間における指導の充実に努めました。
 - ・ 食事環境の充実を図るため、旧新潟市域の金属製のご飯碗・汁碗を順次入れ替えました。
 - ・ 学校給食に対して理解を深めてもらうため、中学校区単位を基本として、保護者や地域住民などを招く「食育ミニフォーラム」を年1回開催しました。
 - ・ 子どもたちが、日本型食生活の良さを自然と理解できるよう、減農薬・減化学肥料栽培の市内産コシヒカリを用いた完全米飯給食を実施しました。
- ※ 完全米飯給食：原則週5回主食を米飯とする給食のこと。

(5) 高校、大学等における食育推進

- ・ 高校、大学、専門学校の生徒の受け入れや、大学等への職員の派遣を行い、中学校卒業後の子どもに対する食育を推進し、併せて、取り組みの拡大に向けた仕組みづくりについて検討しました。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

(1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

- ・ 「食生活指針」や「食事バランスガイド」のポスターやパンフレット等を活用し、地域保健福祉センター、医療機関、福祉施設、スーパー、飲食店、職場の食堂等を通じて食育の普及・啓発を行いました。

また、「食育の日」に市役所食堂等で、食事バランスガイドを表示した特別メニューを提供し、それらのチラシ等を作成して、市の公共施設などに配置し周知を図りました。

- ・ 地場産農産物や地域の郷土料理など、地域の実態を反映させた新潟市独自の「食事バランスガイド」を作成し、その普及・活用に向けた取り組みを実施しました。
- ・ 市民の健康づくりを応援する店を“健康づくり支援店”として登録し、栄養計算やサービス内容の相談等を行い、自発的な取組を促しました。
- ・ 「食育の日」を契機に、飲食店やスーパーマーケットなど、市民に身近な場所で食育を普及するため、リーフレットやレシピ、ポスターやのぼり旗などの共通の普及資材を提供し、自発的な取組として共通の普及資材の活用以外に、旬の食材を使用したメニューの提案や、地場産野菜の集合販売などの取り組みがなされました。

(2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の促進

- ・ 新潟市食生活改善推進委員協議会や、新潟キッズキッチン協会といったボランティアの養成や、ボランティア活動を推進する団体等と連携を図ることにより、食育推進活動を担う人材の養成や活動を促進しました。
- ・ 栄養士や調理師等を養成する学校等に対して、本市の食育推進に関する幅広い情報を提供するなど、食育の専門的な知識を有する人材が、本市の食育推進の担い手として自発的かつ積極的に様々な活動を行うよう支援しました。
- ・ 地域コミュニティ協議会等に対して、食育に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を「新潟市食育マスター」として登録し、学校、職場、市民団体等の要請に応じて、団体等が実施する食育活動における講師、指導者等として派遣するなど、積極的に支援を行うことにより、地域住民による自発的な取組を促しました。

(3) 市民の健康づくりのための食育推進

- ・ 食育を通じて生活習慣病の予防が図れるよう、保健所、地域保健福祉センター等において健康増進普及講習会や、各区が実施する健康教育及び健康増進普及月間、健康手帳の配布などを通して普及・啓発を行いました。
- ・ 「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条の規定に基づき、新潟市国民健康保険特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査・特定保健指導を実施しました。

- ・ 市民が自らの健康状態に対する関心を高め、自発的に食生活を改善するよう、各区が実施する講習会、健康相談等において、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の正しい知識を普及啓発し、生活習慣病を予防する上で適正体重を維持することの大切さを伝えました。
- ・ 乳幼児歯科健診や園・学校での巡回歯科指導、市政さわやかトーク宅配便など、既存の歯科保健事業の中に「噛むこと」の重要性などの内容を盛り込み、歯科保健指導を行ないました。
- ・ 歯の健康フェアやキテミテキタクといったイベントにおいて、「「かみかみセンサー」コーナーや「噛む力チェック」コーナーを設置し、市民に体感してもらいながら「噛むこと」の大切さについて啓発を図りました。
- ・ 食事をする上でのかむことの大切さについて、市民一人ひとりが理解を深め、歯を大切にするとともに、食育・花育センターの団体体験プログラムに「あいうべ体操」を取り入れるなど、よくかんで食べる習慣を身に付けるための取組を実施しました。
- ・ 市営の施設で提供する給食において、毎月の食育の日(19日)にできる限り地場産食材を使用した食育メニューを提供したり、利用者に配布する献立表に食育の日の食材に関するエピソードを記載した「一口メモ」や、食事バランスガイドを活用して給食をチェックした「今月の給食メニュー」を載せたり、「肥満」・「食育」について給食だよりを発行したり、保護者に園の食事を食べていただく事を目的とし給食試食会を開催するなど、障がい者等に配慮した取組を行いました。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページ、情報紙等において、世代や生活状況に応じた食生活や栄養、食品の安全性等市民の健康づくりに役立つ情報の発信や食育の普及・啓発を継続して行いました。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

- ・ 健康づくり支援店の認知度を高めるための取組の一つとして、市民向けのリーフレットを作成し、県と連携し、健康づくり支援店利用スタンプラリーを実施して、市民に対し普及・啓発を行いました。
- ・ 「食育の日」を契機に、飲食店やスーパーマーケットなど、市民に身近な場所で食育に関する情報を入手できるよう、リーフレットやレシピ等の普及資材を提供し、設置を促しました。
- ・ 食品に対する消費者の関心と理解を深めるため、中央卸売市場や農産物等の集荷場の見学、食品製造工場での体験学習会を通じ、食の安全確保に係る取組について理解を深めてもらえるよう取り組みました。
- ・ 「食育の日」等を契機として、市民により身近な場所で食育を普及するため、「食育の日」に食育メニューを提供したり、食事バランスガイド入りのメニュー解説を掲示したりしました。

また、リーフレットやレシピなどを配布したり、ポスターやのぼり旗を設置したりするなどの取り組みを実施しました。

(5) 職場における食育推進

- ・ 市役所食堂で、食育の日(19日)を中心に、食育メニューを提供するほか、「食事バランスガイド」に関するリーフレットやレシピを配布しました。
- ・ 市役所の食堂において、職員提案を受けて本館食堂の定食2種類のうち1つを「低カロリーメニュー」として提供することとしたほか、定食の「週間献立予定表(カロリー付き)」を職員ポータルに掲示することにより、職員がランチメニューを選択する際の手助けをするとともに、食育意識の啓発につなげました。
- ・ 特定給食施設指導を通じ、施設管理者や栄養管理責任者に対し、給食利用者の栄養管理や食育の取り組みの重要性を訴え、利用者への栄養教育、情報発信等の取組の促進を図る中で、食卓メモを作成・配布するなど、健康情報の提供による利用者の健康づくり支援を行いました。
- ・ 事業所給食施設の利用者への健康づくりの支援として、食卓メモ・ポスター等による健康情報の提供に取り組んでいる。その他、大学が実施する社員食堂利用者を対象とした「高血圧予防のための栄養教育と食環境への介入研究」にも協力し、働き盛り世代に対する効果的な健康づくり対策について検討を行いました。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

(1) 田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進）

- ・ 市民が、自然にふれあい、野菜等の栽培に関わることにより、農業・農村に対する理解を深め、地域農業者との交流が図られるよう、拠点施設や市民農園・体験農園の整備を進めるとともに、利用を促進しました。
- ・ 農作業をしたい、野菜作りを学びたい、健康づくりをしたいという市民を農業サポーター(ボランティア)として登録し、労働力がほしい、農業に理解を持ってほしい、消費者と交流したいという農業者に仲介、紹介した。これにより、農村と都市の交流と相互理解を促しました。
- ・ 新潟市を流れる2大河川の一つ、信濃川で捕れる川の幸を味わい、その魅力に触れることで川の恵みに感謝することを目的に「大河の感謝祭 in 信濃川」を開催し、信濃川で捕れたサケを使ったサケ汁の振る舞いや、サケのつかみどり、サケの採卵実演、ふ化施設の見学などを行いました。
また、「大河の感謝祭 in 阿賀野川」では、シジミの直売、ニジマスのつかみどり体験などを行いました。
- ・ 平成20年に開催された「第28回全国豊かな海づくり大会」で培った「守り人活動」を広く市民に根付かせることを目的として、地びき網体験、海の生き物タッチプール、漁船乗船体験などのイベントを市内の漁港で実施しました。
- ・ 都市と農村が近接している本市の特性を活かし、都市の魅力と農業・農村の魅力の双方を味わう都市型グリーン・ツーリズムを市内外に広く周知することを目的に、農業体験だけでなく漁業や自然、伝統、食文化も含めたツーリズムを盛り込んだガイドマップを作成しました。
また、市内各地で展開する農業・漁業体験交流事業を掲載したカレンダーを作成しました。
- ・ 子どもを中心に様々な体験機会を拡大するため、拠点施設の整備による体験活動が行える場所の整備を進め、それぞれの内容別にイベントカレンダー等を作成して、館内に設置したり、ホームページに掲載したりしました。
- ・ 各区において、米地場産品に関する食育講座や調理実習を行うため講師の手配や食材の調達を行い、地元で採れる農産物などの地場産品についての理解と興味を深めながら、食の大切さへの意識を高め、地産地消と食育を推進する出前事業を行ったり、加工品とパッケージを美術大学と連携により開発し、高付加価値化と6次産業化を支援したりするなど、地域でとれる食材や伝統的な料理、加工食品等の普及を図りました。
- ・ 市内4区(秋葉区、西区、南区、西蒲区)において、市民を対象に週末を利用して、農のある暮らしの楽しみ方を学ぶ場として、農作業や農産物加工の体験、野菜の栽培に関する講座など「食と農の学校週末農業体験教室」を開催し、都市と農村の双方の魅力を味わえる都市型グリーン・ツーリズムを推進しました。
- ・ 地域の農家や観光関係者等と連携し、首都圏在住者を対象に新潟市の農業・農村の魅力を発信し、農業・農村への理解と関心を深める取組を行いました。

(2) 地産地消の促進

- ・ 農林漁業者や流通関係業者等との連携・協力のもと、家庭、学校、職場、飲食店等食を提供する様々な場において、本市で生産された食材が積極的に消費されるよう、市民及び関係者に働きかけるとともに、消費者が地域で生産された食材を手に入れやすくなるよう「地産地消推進の店」の認定を行い、併せて、「地産地消フェア」の開催や、商品券などの販売を行いました。
- ・ 地域の直売施設など消費者との交流施設の整備に対して支援するとともに、これらを分かりやすく表示した「地産地消マップ」を作成、ホームページに掲載するなど、生産者と消費者の交流の機会を増やすよう取り組みました。
- ・ 「新潟らしい」商品開発をテーマに情報提供やマッチングを推進し、新潟発の新品・サービスを創出する研究会として「にいがた食ビジネス研究会」を開催するとともに、新潟産農水産物を利用した商品開発に対して補助事業を行いました。
- ・ 学校給食等において、食材は市内産を優先的に、次いで県内産、国内産の順に使用するようにし、併せて、各区で地場産野菜を使用できる仕組みづくりなどを行いました。
- ・ 学校給食を通して、子どもたちが生産者と直接コミュニケーションを図ることなどにより、食料の生産に対する子ども達の理解と関心を高めるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を深め、食べ物を大切にする心を育てられるよう、連絡会議を設置したり、収穫体験を実施したりしました。
- ・ 地産地消運動を進めるため、食と花の銘産品をはじめとする市内産農水畜産物や、それらを販売・活用する直売所、小売店、飲食店等の詳細情報をデータベース化し、市ホームページ「食と花のにいがた地産地消マップ」で広く情報提供を行いました。

(3) 食文化の継承のための支援

- ・ 地域コミュニティ協議会や高齢者との連携により、地域の食材料の活用や食文化を子ども達に継承する取組を行いました。
また、活動を通してお互いが気軽に声を掛けられるよう、地域コミュニケーションの構築を図りました。
- ・ 地域のイベントや学校給食等において、地域の伝統的な食文化を取り入れたメニューの提供や、地域のお年寄りや食生活改善推進委員等地域の食文化に関する知識を有する人々との交流を通じ、子どもたちの地域の食文化に対する理解と関心を深める取組を推進しました。
- ・ 地域の食材や郷土料理を集めた「伝えたいにいがたの味」や「中央区発酵食マップ&レシピ集」などの印刷物の作成・配布や、それを基にした料理教室の開催を通じて、地域の食文化を普及しました。
- ・ 「いもジェンヌ」など、地域でとれる食材を使った新たな料理のアイデアを募集するなど、市民一人ひとりが食文化の継承・創造の担い手となれるような取組を行いました。

- ・ 卓越した技術を持ち、かつ多くの方の注目を集める料理人から、新潟DCに合わせ開幕した潟のキャンペーン「水の潟ログ」において、新潟の潟端に関わる郷土の食を現代的にアレンジした「潟食」メニューを開発してもらい、キャンペーン期間限定の「潟食カフェ」で提供しました。
それにより、多くの方から新潟の食文化に興味を持ってもらい、地域とともに新潟市の郷土料理の魅力の深化に資する機会を創出しました。
- ・ 「田の神様」を通して、昔からの行事にちなんだ郷土料理の伝承と農家ならではの知恵がこめられた季節のおもてなし料理を味わってもらえるよう、併せて、地産地消の推進につながるよう、秋葉区内の直売所で料理の提供・紹介を行いました。
- ・ いくとぴあ食花の秋の季節イベントにおいて、にいがたの郷土料理の味を広く紹介し、次世代に伝承するため、にいがたの「お国自慢料理」をテーマとした料理教室を開催し、併せて、「お国自慢料理」のふるまいを実施し、来場者の方にも郷土料理を知っていただく機会を設けました。
- ・ 市役所本館食堂等において、学校給食における食育の取り組みや、その安全性・歴史などについて、広く市民等に紹介し、学校給食への理解と食育の推進を図るため、「学校給食フェア」と題し、年代別学校給食メニューの提供や、明治～平成にかけての年代別モデル献立のレプリカ等の展示を行いました。
- ・ 食の専門家を養成する学校等において、地域の食文化継承の担い手が養成されるよう、保健所及び各区において、公衆栄養学臨地実習学生を受け入れ、食に関する専門的知識及び技術を備えた管理栄養士を養成するための支援を行いました。
- ・ 新潟市の「宝」である豊かな文化資源を情報提供するホームページ、「ニイガタカラ.Net」を開設し、その中に「食」という項目を設け、新潟市の食文化について情報提供を行いました。
- ・ 農水産品等の地域資源に恵まれ、特色ある食文化、食品加工の産業発展を遂げた本市の食に関する物語性やポテンシャルの高さを生かして、行政・民間の食に関するイベント・行事などの情報提供のほか、多数ある食に関するサイトを絡めながら、市民・観光客をはじめとする閲覧者の「食べる」「買う」「知る」のニーズを満たした食のサイト「食の王国にいがたグルメポンテ」を開設し、公開しました。

(4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進

- ・ 市内の直営給食実施校及び学校給食センターから発生する食べ残し及び調理くずを資源化するため、処理施設へ搬入し堆肥化处理を行った。
- ・ 学校給食における調理残さや食べ残しを養豚業者が回収し、そこで豚の餌として活用することで、食品の資源循環を構築する。
- ・ 食品関連事業者や消費者の食品リサイクルについての理解を深めるため、「サイチョプレス」などの印刷物の作成・配布、セミナーの開催などにより、食品リサイクルの必要性等について普及・啓発に努めました。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

(1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進

- ・ 市民が自ら健全な食生活を実践するための正しい食の選択に資するため、食品の安全性に関する表示制度や食中毒情報等の基本的な情報について、市報にいがたや区役所だより、ホームページなどを通じて分かりやすく提供するとともに、「動く市政教室」などの出前講座の実施などにより、市民や関係者の理解を増進しました。
- ・ 市民の正しい食の選択に資するため、科学的知見に基づく正しい情報の発信に努めるとともに、健康食品等の虚偽・誇大広告など市民を惑わす情報が発信されないよう情報発信者のモラルの向上を促すため、食の安全に関する検査関連情報等を市民に提供する「衛生環境研究所だより」を発行しました。
- ・ 子どもに科学への興味を深め、身の回りの衛生や環境に関心を持ってもらえるよう、小学5・6年生を対象に「こども科学教室」を開催しました。
- ・ 市民が食品に関する様々な情報に過剰に反応し、情報に惑わされることがないように、消費者と生産者のリスクコミュニケーションを推進する市民フードプロモーター制度を活用し、食の安全確保に係る取り組みについての相互理解を図りました。
- ・ 食品の安全性に対する市民の正しい理解を深めるため、生産者と消費者のリスクコミュニケーションを推進するため、食肉の安全性に関する市民の理解向上のために、食肉センターにおける食肉の衛生的な取扱いや安全確保について、市政さわやかトーク宅配便や市政教室等を活用して情報提供を行いました。
- ・ 小学生親子を対象として、生産から消費までの過程の見学と、食と花の銘産品を用いた料理教室を通じ、食肉の安心・安全について理解を図る事業を実施しました
- ・ より健康な家畜の生産を促すために、食肉衛生検査結果を生産者に提供しました。
- ・ 消費者が抱える不安、不信を取り除き信頼を確保するため、「食の安全基本方針」を策定し、それに基づき、関連課や関係団体らが協働して食の安心・安全を確保するための事業を実施しました。
事業については年度ごとに、関係団体、消費者協会、市民らからなる委員会において意見交換を行い、見直を行いました。

(2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究

- ・ 食育に関する各種情報を収集し、効果的な食育推進の施策を検討して、実施しました。
- ・ 食育・健康づくりに関する市民アンケート調査などを実施し、市民の食生活と健康についての実態を把握しました。
- ・ 食育・健康づくりに関する市民アンケート調査の結果をホームページで公表し、広く市民や関係者等の活用を促進しました。

○ 第2次新潟市食育推進計画の総括 ※平成26年度実績ベースで記載、適宜図表を追加

○ 4つの課題について

1 朝食の欠食

朝食の欠食については、指標ナンバー4-1・4-2の「朝食を欠食する市民の割合 20歳代・30歳代男性」と、指標ナンバー20の「朝食を欠食する子どもの割合」が目標数値指標となります。

朝食を欠食する子どもの割合については、平成26年度の実績値は1.4%、小・中学校別の割合は前年と変わらずということで、1%台をキープというこれまで同様の傾向となっております。この傾向は国も同様となっております。

20歳代男性の朝食の欠食状況は平成26年度23.6%と、前年度より改善しましたが、第2次計画策定時に基準とした平成23年度の数値を下回る結果となっております。

国の状況を見てみますと、平成26年度の実績は30.0%、平成23年度は29.7%、その間も30%前後で推移しており、本市の状況と大差は見られません。

30歳代男性の朝食の欠食状況は平成26年度12.8%と、初めて目標値を上回る結果となりました。

国の状況を見てみますと、平成26年度の実績は26.4%、平成23年度は27.0%、その間も30%前後で推移しており、本市の方が5%程度、国よりも良い傾向が見られました。

目標指標とはなっておりませんが、同世代の女性の状況を見てみますと、平成26年度の実績値は20歳代で15.9%、30歳代で11.7%となっており、それ以前を見ても、計画期間中に20歳代は30%を、30歳代にいたっては20%を超える数値となったことはなく、男性に比べて女性が朝食を欠食する割合は低いといえます。

アンケート調査の対象者全体を見てみますと、年代が上がるごとに食べているという割合が増え、また、全ての年代で男性よりも女性の方が朝食を食べている、という状況となっていました。

家族構成を見てみますと、朝食を食べていない割合が多いのは単身の方で、過去のアンケート調査を見ても同様の状況となっていました。

朝食を食べない理由については、対象者全体では「時間がないから」「食べることが習慣となっていないから」の2つが主となっていますが、課題となっている20歳代・30歳代では「食欲がないから」がその2つを上回っている傾向があり、また、女性の回答として「太りたくないから」が他の世代よりも多くなっている傾向が見られました。

- ・ 比較的若い年代の男性が朝食を欠食している傾向は引き続き見られます。
- ・ ただし、この後説明する食育への関心度、食育の実践度の状況を踏まえると、改善の余地は十分にあると考えられます。
- ・ 国の第2次基本計画の検討にあたっては、朝食の欠食については指標の設定方法や若い世代を対象とした施策の必要性が議論されていることから、本市においても国の動向を踏まえながら、第3次計画の策定に向けては特に具体的な取組手法の検討が必要と考えます。

2 肥満・低体重

肥満・低体重については、指標ナンバー11の「肥満の市民の割合 20～60歳代男性」と、12「低体重（やせ）の市民の割合 20歳代女性」が目標数値指標となります。

20～60歳代男性肥満の割合は、平成26年度の実績値が22.8%と、昨年度に続いて前年度実績よりも改善が見られました。年代別に見てみますと、20歳代よりも30～60歳代の方に肥満の傾向が見られます。

それに関連する、指標ナンバー7の「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合」は27.5%、指標ナンバー8-1の「1日60分くらい身体を動かす生活を実践している男性の割合」は27.0%、指標ナンバー9-1の「運動習慣を身につけている男性の割合」は24.8%と、いずれも若干悪化が見られました。

30歳代・40歳代の方には指標ナンバー8-1「1日60分くらい身体を動かす生活を実践している市民の割合」・9-1「運動習慣を有する割合」が、他の年代より低い傾向が見られ、食事だけでなく運動の面からも取組の支援が必要と考えられます。

関連として指標ナンバー21「肥満傾向の児童生徒の割合」を見てみますと、3年連続で目標値を上回っております。

20歳代女性の低体重の割合は、平成26年度の実績値が24.6%と、これまで同様20%強の方が該当する状況となっております。

年代別に見てみますと、20歳代だけが20%強で、それ以降の年代は高くても15%程度となっており、5%以上の差が見られます。

また、指標ナンバー8-2の「1日60分くらい身体を動かす生活を実践している女性の割合」は23.8%、指標ナンバー9-2の「運動習慣を身につけている女性の割合」は21.2%と、いずれも男性よりも低い割合となっておりますが、その中でも20歳代女性については、それぞれ11.5%・8.7%と、さらに低い状況となっております。

先ほどの朝食の欠食にも関連しますが、やせ願望のある女性が朝食を含めて食事量を減らしながら、その上で運動もしていないということが考えられ、あまり健康的ではない痩せ方をしてしまっていることが考えられます。

- ・ 男性の肥満傾向は引き続き見られます。
- ・ ただし、この後説明する食育への関心度、食育の実践度の状況、運動習慣の現状を踏まえると、改善の余地は十分にあると考えられます。
- ・ 比較的若い年代の女性が低体重（やせ）にある傾向も引き続き見られます。
- ・ こちらについても、この後説明する食育への関心度、食育の実践度の状況、運動習慣の現状を踏まえると、改善の余地は十分にあると考えられます。
- ・ いずれについても、健康な身体を維持していくために必要な「食事」と「運動」を組み合わせた取組、また、女性のやせ願望については、これまでの痩せ過ぎのリスクを説明することと同時に、メディアに流されることのない「健康的なやせ方」をきちんと知らせる必要性の検証や、その手法の検討が必要と考えます。

3 食の安全に関する知識

食の安全に関する知識については、指標ナンバー13-1「食の安全に対して関心を持っている市民の割合」と13-2「食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合」が目標数値指標となります。

食の安全に対する関心度については、第2次計画から目標数値指標としたものになりますが、平成26年度実績値が91.4%と、ほとんどの方が関心を持っているといえる状況となっています。

もう1つの食の安全に関する知識を持っていると思うかについては、第1次計画期間中に数値が伸びず、第2次計画策定時に目標値を第1次計画の80%から65%に引き下げて設定したという経過があります。こちらについても平成26年度の実績値が70.5%と3年連続で目標値を上回っており、関心度が食品表示の見方や食中毒の予防方などの知識を身につけることにつながっているのではないかと考えられます。

また、第2次計画期間中は第1次計画期間中に頻発した食中毒や食品偽装といった世間を大きく賑わせるような事件が起こっていないことも一因と考えられます。

- ・ 食の安全への関心度や自ら安全性を確保しようと知識を身につける意識は高まっているといえます。
- ・ 国の第2次基本計画の検討にあたっては、食の安全に関する知識を持っていると思う割合について、指標の設定方法等を含めて議論されていることから、本市においても国の動向を踏まえながら、第3次計画の目標数値指標の設定等を検討していきたいと考えます。

4 食育の推進に関わるボランティア

食育の推進に関わるボランティアについては、指標ナンバー14-1・2・3「食育の推進に関わるボランティアの数 食生活改善推進委員・農村地域生活アドバイザー・人材育成制度に基づき育成された人数として食育マスター」が目標数値指標となります。

1・2の食生活改善推進委員・農村地域生活アドバイザーについては、どちらも減少傾向にあり、この傾向は国や県においても同様となっております。

それぞれの制度ともに、新しく加入される方よりも、年齢などの理由で脱退される方のほうが多いというのが現状です。

食育マスターについては年々登録者数が増加し、平成27年7月末現在の登録者数は個人67人、団体8団体の合計75人・団体となっております。また、派遣要請も同じく7月末時点で65回(のべ147人)となっており、昨年度の派遣回数を上回る見込みとなっています。

食育マスターには新潟市食生活改善推進委員協議会は団体登録、農村地域生活アドバイザーは個人として登録していただいております。地域での食育活動の担い手として活躍いただいているところです。

- ・ 食生活改善推進委員や農村地域生活アドバイザーを含めた、食育マスターの登録者数を確保することで、特に地域での食育活動を担う人材の確保を図りたいと考えます。

○ 食育に対する関心と実践について

食育への興味と実践については、指標ナンバーの1・2・3の3つが目標数値指標となります。

指標ナンバー1の「食育への関心度」は平成26年度の実績値が75.2%と昨年度よりも微減、第2次計画となってからは75%台で横ばいという状況になっております

指標ナンバー2の「食事バランスガイド等を食事の際に参考に使っている割合」は58.5%、指標ナンバー3の「主食・主菜・副菜のそろった食事を実践している割合」は71.5%と昨年度よりも改善が見られたものの、計画策定時とほぼ変わらない水準に戻ったといえる状況になっております。

国の数値指標と比較してみると、対照可能な指標ナンバー1は新潟市75.2%に対して68.7%と、新潟市がプラス6.5%、指標ナンバー2は新潟市58.5%に対して52.7%と、新潟市がプラス5.8%と、昨年度に比べて本市のほうが5%以上高いという結果となっております。

「食育」への関心度について詳しく見てみます。男女別の割合で見ますと、男性の関心度は66.1%、女性の関心度は83.3%と、女性の関心度の方が高いという傾向が見られます。

年代別に見ますと、20歳代の関心度は60.8%、30歳代が80.3%、40歳代が77.3%、50歳代が69.3%、60歳代が82.9%となっており、30歳代に一度関心が高まるものの、40歳代・50歳代でその割合が低下し、60歳代になって再び上昇して最も高くなるという傾向が見られました。他の年度を見ても、必ずしも年代が上がるに比例して関心度が高まっていくわけではないという傾向が見られました。

年代別に見てみますと、いずれの年代でも男性よりも女性の割合のほうが高く、50歳代男性では20歳代男性の割合と同等程度に関心が低くなるという傾向が見られました。

地域的な特性については、中央区の関心度が、他区よりも毎年少し高い傾向にあるほかは、年度ごとに波があるものの、規則性は見られませんでした。

家族構成については、夫婦のみが最も関心度が高く、ついで単身となっており、この傾向は過去の調査結果でも同様となっております。

指標にはありませんが、食育の実践度を測る調査項目として、市民アンケート調査の中で「『食育』を何らかの形で実践していますか？」ということ聞いています。

その結果、「積極的にしている」「できるだけするようにしている」と答えた方の割合は、平成26年度実績で43.5%、「したいと思っているがあまりしていない」「したいと思っているが実際にはしていない」という「実践したいという意思がある」と答えた方は83.0%となっていました。

過去の調査結果においても、実践度が40%以上、実践したいという意思が80%以上となっておりました。

年代別に見てみますと、関心度と同様に、30歳代で高くなった割合が40歳代・50歳代で低下し、60歳代で再び上昇して最も高くなるという傾向が見られました。

男女別の状況もほぼ同じで、男性よりも女性の方が実践度、実践したいと思う意思ともに高い傾向が見られました。

地区別の特性については、特に見られませんでした。

家族構成については、関心度と同様に夫婦のみが実践度、実践したいと思う意思が最も高く、次いで単身の実践度が高いという傾向が見られましたが、実践したいと思う意思を含めると、単身、親と子の2世代、親と子と孫の3世代には大差が見られませんでした。

食育を実践していない理由について、複数回答ありで聞いたところ、「食事や食生活への関心はあるが仕事や趣味など他のことで忙しいから」という理由が40%以上、次いで「食事や食生活への関心はあるが食費を安くすることのほうが重要だから」という理由が30%前後で推移していました。

3番目に多い理由『食育』自体についてよく知らないからについては、平成26年度実績値が25.8%となっており、30%程度だった数値が年々減少傾向になっています。

年代別に見てみると、30歳代・40歳代において「他のことで忙しい」と答えた割合が60%以上と他の年代よりも高くなっております。

男女別に見てみますと、30歳代・40歳代において「他のことで忙しい」と答えた割合はそれぞれで高くなってはいますが、男性よりも女性でその割合がより高くなっていました。また、「食費を安くすることのほうが重要」と答えた割合も、男性よりも女性で高くなっていました。

実践していない理由として、男性の方が女性よりも高くなってはいるものは、概ね『食育』についてよく知らないから」「食事や食生活を特に意識しなくても問題はないから」の2つとなっていました。

関心と実践に関連する指標について、国の第2次基本計画にも目標数値指標として設定されており、共食に関連する指標として、指標ナンバー18「食事時に家族の会話ができて市民の割合」と、指標ナンバー19「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」についてです。

食事のときの会話が大切だと思っているし、概ねできている割合は、3年連続で目標値を上回り、指標ナンバー19「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」も平成26年度実績値で9.7回と目標値に近づくなど、良い傾向が見られます。

国の数値指標と対照可能な「共食」の回数については、平成26年度10.0回となり目標値に到達しておりますので、本市と同じような状況にあるといえます。

次に、食べるために大切な歯の健康の視点から、指標ナンバー17-1・17-2「過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 40歳代・50歳代」、指標ナンバー25「3歳児でむし歯（乳歯むし歯）がない幼児の割合」、指標ナンバー26「12歳児（中学校1年生）の一人平均むし歯本数」についてです。

いずれも目標値にかなり近い数値となっており、しっかりと食べるために必要な歯については関心が高い、特に子どもについては適切にケアしようという傾向が見られました。

最後に、食育と健康づくりの視点から、食事と対になる運動習慣についてみて見ます。指標ナンバー6 から 9-2 をについてです。

一部は課題の 2 つ目のところでも触れましたが、国の数値指標と比較してみると、対照可能な指標ナンバー7 は新潟市 29.7% に対して 40.7% と、新潟市がマイナス 11.0% でやや大きな差が見られました。

新潟市の状況としては改善が見られたものの、国との比較ではまだその差があることから、今年度「健幸マイレージ」制度を実施し、市全体で健康づくりがしやすい気運の醸成を図り、健康づくりに対する動機付けと継続を支援するために、市民一人ひとりの健康づくり行動をポイント化して、個人へ還元する取組を行っています。

食事と運動をセットで取り組んでいくという視点は、本市においては特に重要であると考えられます。

- ・ 30 歳代で関心度が高まるということからは、自身の身体のことに関心を持ち始める・持たざるを得ない年代となること、それに加えて結婚し配偶者ができることで、子どもを持つにあたって食生活等を見直必要性を感じる時期なのではないかと考えられます。
- ・ その後一度、関心度や実践したいと思う意識が低下すること、夫婦のみよりも親と子の 2 世代、親と子と孫の 3 世代のほうが関心度・実践度が低いということ、そして、実践していない理由を踏まえると、子どもを持つとたくさんのことに気を回さなければならず、食に関しての関心や意識が一旦薄れざるを得ない状況となってしまうのではないかと考えられます。
- ・ 関心度と実践したいと思う意識を維持できる手法と、その受け皿となるモノを整えることができれば、重点課題となっていた朝食の欠食や肥満・低体重を含めて、食育をさらに推進していくことが可能であると考えられます。

○ 食育を取り巻く周辺環境について

・ 小売店や飲食店

取組を支える小売店や直売所、飲食店の状況ということで、指標ナンバー15「食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 健康づくり支援店」、指標ナンバー30「農産物直売所の設置数」、指標ナンバー31-1・31-2「地産地消推進の店の認定店舗数 小売店・飲食店」についてです。

指標ナンバー15 の健康づくり支援店の数は、平成 26 年度実績値 483 店舗と年々増加傾向、指標ナンバー30「農産物直売所の設置数」は 109 箇所と前年度より 1 店舗増加、指標ナンバー31-1・31-2「地産地消推進の店の認定店舗数」は 小売店・飲食店でそれぞれ 69 店舗・155 店舗と前年度より若干減少しました。

指標にはありませんが、「食育の日」協力店の数は小売店 11 社 81 店舗、飲食店 16 社 25 店舗となっており、身近な場所で地元の食材を手に入れることができる、地元の食材を使った食事や健康に配慮した食事することができる環境の整備は、概ねできていると考えられます。

・ 食育体験

目標数値指標にはありませんが、食育に関する取り組みの中でも、体験を伴うものが全市的に増えてきています。

毎年度作成している食育推進施策実施状況報告書において、全市的に実施されている食育に関連する取組を報告してもらい、それを個別に記載していますが、保育園や小学校、公民館、地域の団体などでの料理教室が増えてきています。

親子だったり子どもだけだったり、男性だけだったりというように対象の違いや、減塩だったり、地場産物の使用だったり、郷土料理や行事食だったりというようにテーマの違いがあり、基本施策に合致するように、取組が広がってきています。

食育・花育センター以外の市民の皆様により身近な場所で、取組が広がってきていることで、食育を体験し、実践へとつなげることができる環境の整備も、概ねできていると考えられます。

・ 農業体験

食の向こう側にある農に触れることができる体験機会の提供の状況について、指標ナンバー24「学校教育田等で農業体験を実施している学校の数」、指標ナンバー27「収穫農園（市民ランド）の参加者の数」、指標ナンバー28「市民農園の区画数」についてです。

指標ナンバー24「学校教育田等で農業体験を実施している学校の数」は、平成26年度から開始した教育ファームの取組により、全小学校での実施を達成しました。

指標ナンバー27「収穫農園（市民ランド）の参加者の数」は、平成26年度は品目数が増えたこと、当初の計画が中止となったのが1ヶ所のみだったこともあり、589組と目標値を上回る回数となりました。指標ナンバー28「市民農園の区画数」は前年度より減少しましたが、利用率は95%となっており、子どもたちだけではなく一般の方からも農業を体験していただくことにつながっていると考えられます。

また、指標にはありませんが、農作業をしたい、園芸や野菜づくりを学びたい、健康づくりをしたいとお考えの方から登録していただき、消費者と交流したい、農業に理解を持ってほしい、という生産者の農作業をボランティアでお手伝いしていただく「農業サポーター制度」についても、サポーター登録者数383人、受け入れ農家数60軒となっております。

それに合わせて、指標ナンバー29「農林漁業体験を経験した市民の割合の増加」の平成26年度実績値は29.4%となり、国の実績値である30.0%には及ばないものの、徐々にその割合は増えています。食の向こう側にある農に触れることができる環境の整備も、概ねできていると考えられます。

・ 学校給食

学校給食に関する指標として、指標ナンバー22「学校給食における地場産物を使用する割合」と、指標ナンバー23「給食の残食量」をについてです。

地場産物の使用状況については、市内産の使用割合が平成26年度実績値で15.8%と目標値を上回り、県内産の割合も31.9%と、国が目標値としている30%を上回っております。国の実績値は県内産の割合23.8%であることから、本市の地場産食材の使用割合は比較的高いと考えられます。

また、指標ナンバー23「給食の残食量」も平成26年度実績値で2.8%と、目標値を上回る数値となりました。

○ 成果と今後の課題について

「食育」への関心度と実践度については、現状では実践したいと思う意思がある人の割合と、実際に実践している人の割合との間には、40%程度の開きがありますので、整いつつある食育に取り組みやすい環境を活かしながら、第3次計画の策定にあたっては、関心を持って意識を変えた方を、実践に結びつけることに、これまで以上に注力することに主眼を置き、「食」と「農」を通して「生きる力」を養うことができるよう、施策を展開するべきであると考えます。

食育の実践に結びつける取り組みについては、拠点施設で展開する事業と、食育マスター制度を活用したり、関係各課や各区が実施したりといった、市民の皆様にとってより身近な場所で取り組まれる事業、それぞれについてバランスをとりながら、また、関心・意識が一度遠のいてしまう傾向が見られるということ踏まえて、今後は取組の対象やテーマをより明確に定めながら進めていくことが必要であると考えます。

対象の設定にあたっては、直接その年代をねらうことが難しい場合には、子どもに対する取組を行うことでその親へも効果を波及させるといった手法も、これまで同様に念頭に置きながら、手法を検討していくことが必要であると考えます。

一方で、国の数値指標よりも本市の割合の方が高い水準を維持できているのは、第1次計画策定時から食育についての普及・啓発を継続してきた成果であると考えられます。

本市においては、拠点施設の整備と、それに附随する事業の実施、一方で、地域での食育活動を支援する制度の構築などといった実践を促す取り組みを開始しつつ、その間に食育に関する基本的な内容をまとめた「にいがた流 食生活」マニュアルを作成したほか、食育・花育センター開設に合わせて既存の郷土料理レシピを改変したり、子ども向けに食事バランスガイドや食材に関するシールを作成したり、新たに食育・花育センター主催の料理教室のレシピを基にレシピ集を作成したりと、普及資材の作成も随時行ってきました。

従って、手法を工夫しながら普及・啓発についてもこれまで同様に続けていくことが、関心度を維持・向上させ、実践へと結びつけるために必要であるとも考えております。

情報の入手先としては、拠点施設である食育・花育センターやアグリパークの他、各区役所や「食育の日」協力店といった市民の皆様により身近な場所で「食育」に関する情報を手軽に入手できるよう、また、民間が行う情報発信との連携を検討していくことが必要であると考えます。

- ① 食育についての普及・啓発については、手法を工夫したうえで継続し、「食」への関心度を維持・向上させ、実践へと結びつけることを目指す。
- ② 関心を持って意識を変えた市民が、「にいがた流 食生活」に掲げる4つのこと実践できるよう、これまで以上に体験機会等の提供に注力する。
- ③ 体験機会等の提供にあたっては、対象やテーマをより明確に定め、拠点施設や身近な地域といった、提供場所のバランスもとりながら行う。

第3次新潟市食育推進計画の策定

○ 策定方針

市民の目指すべき姿・市が重点的に取り組む施策を明確にできるよう、第2次新潟市食育推進計画(以下、第2次計画)の3つの共通目標を見直し、新たに4つのテーマに区分した個別目標を設定します。

第2次計画の区分	第3次計画の区分	変更理由
1 市民一人ひとりの健全な食生活の実践 2 健やかな子どもの成長 3 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費	→	1 えらぶ 2 つくる 3 たべる 4 育てる
		「にいがた流 食生活」マニュアル及び食育・花育センターの体験展示と共通のテーマ設定とすることで、目指すべき姿・重点的に取り組む施策を明確にするため。

4つのテーマごとに重点的に取り組む施策を明記し、特に重要なものは目標数値指標を設定します。

第3次計画の区分	重点的に取り組む施策
1 えらぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物の作成・配布、食育の日を契機とした普及・啓発の取組の継続(食育推進計画推進事業) ・ SNSの活用も踏まえた拠点施設における食育に関する情報の発信(にいがた流 食生活実践事業) ・ 減塩をテーマにした取組(にいがた流 ちょい塩生活) ・ 食をはじめとする健康づくりに関する活動の継続を促す取組(にいがた未来ポイント・にいがたし健康マイレージ) ・ 地産地消の推進に関する取組 ・ 食の安心・安全に関する取組
2 つくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食全般 ・ 保健所・区役所・公民館等の実施する各種指導会・講習会 ・ 地域での食育の実践を促す事業の実施(食育推進計画推進事業) → 9:新潟市食育マスター派遣事業の実施回数 ・ 拠点施設での健全な食生活など食育の実践を促す事業の実施(にいがた流 食生活実践事業) → 10:拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数(主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等) → 参考:味覚をテーマにした体験の実施回数 → 参考:子供のみで行う調理体験の実施回数
3 たべる	再 保健所・区役所・公民館等の実施する各種指導会・講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健事業全般 ・ 「あいうべ体操」の普及(食育推進計画推進事業・にいがた流 食生活実践事業) ・ 「早寝 早起き 朝ごはん運動」の推進 ・ 「朝早く起きて・活動し、朝ごはんをおいしく食べる」といったライフスタイルの転換を促すモデルとなる取組(にいがた流 食生活実践事業)
4 育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験学習全般の支援(新潟発わくわく教育ファーム推進事業) → 17:農業体験学習を実施している小学校の割合 ・ 食育マスター制度による地域における食育の実践、人材の育成(食育推進計画推進事業) 再 地域での食育の実践を促す事業の実施(食育推進計画推進事業) → 19:新潟市食育マスター派遣事業の実施回数<再掲> 再 拠点施設での健全な食生活など食育の実践を促す事業の実施(にいがた流 食生活実践事業) → 20:拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数(主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等)<再掲> → 参考:味覚をテーマにした体験の実施回数<再掲> → 参考:子供のみで行う調理体験の実施回数<再掲>

国の第3次食育推進基本計画(以下、基本計画)の目標(案)の内容を反映させます。

目標	■ :新規の目標	■ :目標の変更	■ :目標値の変更	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)
具体的な目標値				現状値 (27年度)	目標値 (32年度)
1	食育に関心を持っている国民を増やす				
	①	食育に関心を持っている国民の割合		75.0%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす				
	②	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週9.7回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす				
	③	地域等で共食したいと思う人が共食する割合		64.6%	70%以上
4	朝食を欠食する国民を減らす				
	④	朝食を欠食する子供の割合		4.4%	0%
	⑤	朝食を欠食する若い世代の割合		24.7%	15%以下
5	中学校における学校給食の実施率を上げる				
	⑥	中学校における学校給食実施率		87.5% (26年度)	90%以上
6	学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす				
	⑦	学校給食における地場産物を使用する割合		26.9% (26年度)	30%以上
	⑧	学校給食における国産食材を使用する割合		77.3% (26年度)	80%以上
7	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす				
	⑨	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合		57.7%	70%以上
	⑩	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合		43.2%	55%以上
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす				
	⑪	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合		69.4%	75%以上
	⑫	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数		67社 (26年度)	100社以上
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす				
	⑬	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合		49.2%	55%以上
10	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす				
	⑭	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数		34.4万人 (26年度)	37万人以上
11	農林漁業体験を経験した国民を増やす				
	⑮	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合		36.2%	40%以上
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす				
	⑯	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合		67.4% (26年度)	80%以上
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす				
	⑰	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合		41.6%	50%以上
	⑱	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合		49.3%	60%以上
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす				
	⑲	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合		72.0%	80%以上
	⑳	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合		56.8%	65%以上
15	推進計画を作成・実施している市町村を増やす				
	㉑	推進計画を作成・実施している市町村の割合		76.7%	100%

第2次計画の内容も踏まえ、新たな目標数値指標を設定します。

国 No.	国指標	市 No.	市指標	相違点
1	食育に関心を持っている国民の割合	→ 1	「食(食事や食習慣)」に関心を持っている市民の割合	・「食育」ではなく「食」に ・第2次計画からも変更
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	→ 15	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	-
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	→ 14	「共食」が大切だと思う市民の割合	・「共食」に対する意識を確認する指標とする
4	朝食を欠食する国民(子供、若い世代)の割合	→ 13	朝食を欠食する市民(20歳代・30歳代、小・中学生)の割合	・小・中学校別を参考値とする
5	中学校における学校給食実施率	→ -	-	・既に全中学校で実施されているため
6	学校給食における地場産物(都道府県内産、国産)を使用する割合	→ 6	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	・市内産を目標値とし、県内産を参考値とする
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民(20歳代以上、若い世代)の割合	→ 11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	-
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	→ 2	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践する市民の割合	・「野菜の摂取」を追加 ・第2次計画のNo.2も吸収
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	→ 12	ゆっくりよく噛んで <u>味わって</u> 食べる市民の割合	・第2次計画を踏まえ、表現を一部変更
10	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	→ 18	<u>食育の推進に関わるボランティアの数</u> (新潟食育マスター)	・表現は第2次計画を踏襲 ・食育マスターの登録者数を目標値とする ・食生活改善推進委員数、キッズキッチン協会認定インストラクター数を参考値とする
11	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	→ 16	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合	-
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	→ 3	<u>食べ物を無駄にしないように行動</u> している市民の割合	・食品ロスも包括した表現に変更
		4	身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合	・「地産地消」の実践を確認する指標を追加
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民(20歳代以上、若い世代※継承まで)の割合	→ 7	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合	・「食文化全般」に対する意識を確認する指標を追加
		→ 8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを <u>受け継いで</u> いる市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	・表現を一部変更 ・「継承」までを目標値とし、「伝えている」は参考値とする
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民(20歳代以上、若い世代)の割合	→ 5	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する <u>ことができる</u> 市民(20歳以上、20歳代・30歳代)の割合	・表現を一部変更
15	推進計画を作成・実施している市町村の割合	→ -	-	・本市には当てはまらないため

第2次計画で目標数値指標としていた指標で、
関連性が高い指標を含む計画を、関連計画として位置づけます。

第2次計画 目標数値指標	第3次計画 関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備軍の割合 ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合 ・ 1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合(男・女) ・ 運動習慣を有する市民の割合(男・女) ・ 肥満者の割合(20~60歳代男性・40~60歳代女性) ・ 低体重者の割合(20歳代女性・65歳以上) ・ 肥満傾向の児童生徒の割合(小・中学生) 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合(40歳代・50歳代) ・ 3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割(3歳児) ・ 12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数(中学校1年生) 	→
	<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px; text-align: center;">健康づくり推進基本計画 教育ビジョン</div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">食の安全基本方針</div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">生涯歯科保健計画</div>

第2次計画で目標数値指標としていた指標で、
第3次計画に引き継がず、関連計画としても位置づけられない指標を整理します。

第2次計画 目標数値指標	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある市民の割合 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関わるボランティアの数(農村地域 生活アドバイザー) 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全に対して関心を持っている市民の割合 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事時に家族の会話ができていない市民の割合 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の残食量 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食廃食用油の燃料化 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を 認知している市民の割合 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫農園(市民ランド)の参加者の数 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の区画数 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売所の設置数 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消推進の店の認定店舗数(小売店・飲食店) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業に積極的に取り組む「エコ ファーマー」の認定者数 	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県特別栽培農産物の栽培面積 	→
	<div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指標に合わせ、関心度ではなく実践度の 向上を図ることとし、No.13のとおりとしたため。 ・ 新潟市食育マスター登録者数に含めることと したため。 </div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値を上回る水準に達したため。 </div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度(8割以上)認知されたため。 </div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の実践にかかわる周辺環境は一定程度(7割 以上)整備されたため。 </div> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産現場における環境に配慮した取組が多様化 しているため(制度変更や、取組内容の多様化により 一元的に把握するのが困難)。 </div>

○ 目標数値指標一覧

指標No.	指標	対象	集計方法等	策定時		目標値		所管課
				平成28年度	H26	平成33年度	H31	
1 えらぶ								
1	「食(食事や食習慣)」に関心を持っている市民の割合 ※ 策定時のH26実績値は「食育に関心がある市民の割合(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」)」	20歳以上	「関心がある」 「どちらかといえば関心がある」	75.2%	H26	90.0%		食育・花育センター
2	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践している市民の割合	20歳以上	「いつも気をつけて実践している」 「気をつけて実践している」	69.4%	国	75.0%	国	食育・花育センター 健康増進課
3	身近な場所ですれた食材を選ぶ市民の割合	20歳以上	「いつも選ぶようにしている」 「なるべく選ぶようにしている」	-		70.0%		食育・花育センター 食の推進課
4	食べ物を無駄にしないよう行動している市民の割合	20歳以上	何らかの行動をしている	67.4%	国	80.0%	国	食育・花育センター
5	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断することができる市民の割合	20歳以上	「いつも判断している」 「判断している」	72.0%	国	80.0%	国	食の安全推進課
		20歳代・30歳代		56.8%	国	65.0%	国	
2 つくる								
6	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	20歳以上 〈参考〉県内産	-	15.8%	H26	16.0%	H31	保健給食課
7	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合	20歳以上	「大切だと思う」	-		80.0%		食育・花育センター 食と花の推進課
8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを受け継いでいる市民の割合	20歳以上	「受け継いでいる」	59.9%	国	70.0%	国	食育・花育センター 食と花の推進課 健康増進課
		〈参考〉受け継ぎ、伝えている	「受け継いでいる」かつ「伝えている」	41.6%		-		
		20歳代・30歳代	「受け継いでいる」	49.3%	国	60.0%	国	
9	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	-	119回	H26	100回		食育・花育センター
10	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体系験プログラム・味覚体験等)	実施回数	-	167回	H26	200回		食育・花育センター
		〈参考〉味覚をテーマにした体験 〈参考〉子どものみで行う調理体験		50回 6回		-	-	
3 たべる								
11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	20歳以上	1日2回以上	71.5%	H26	80.0%		食育・花育センター 健康増進課
		20歳代・30歳代		62.8%	H26	70.0%		
12	ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合	20歳以上	「ゆっくりよく噛んで食べている」 「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」	49.2%	国	55.0%	国	食育・花育センター 健康増進課
13	朝食を欠食する市民の割合	20歳代・30歳代	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」	14.9%	H26	15.0%以下		食育・花育センター
		小・中学生 〈参考〉小学生 〈参考〉中学生	学校へ行く前に朝食をとるか 「とらないことが多い」 「全く、ほとんどとらない」	1.4% 0.7% 1.9%	H26	0.0%	-	
14	「共食」が大切だと思う市民の割合	20歳以上	「大切だと思う」	-		80.0%		食育・花育センター
15	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	20歳以上	1週間の間に朝食または夕食を家族と一緒に食べた回数	9.7回	H26	11回	国	食育・花育センター
4 育てる								
16	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合の増加	-	自身や家族の中に農林漁業体験に参加したことがある人が「いる」	29.4%	H26	40.0%	国	食育・花育センター
17	農業体験学習を実施している小学校の割合	市内市立小学校	-	100%	H26	100%		食育・花育センター 学校支援課
18	食育の推進に関わるボランティアの数 (新潟市食育マスター)	食育マスター登録数 〈参考〉食生活改善推進委員 〈参考〉キッズキッチン後援認定インストラクター	-	60人・団体 476人 22人	H26	100人・団体	- - -	食育・花育センター 健康増進課 食育・花育センター
再	19	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	-	119回	H26	100回	食育・花育センター
再	20	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体系験プログラム・味覚体験等)	実施回数 〈参考〉味覚をテーマにした体験 〈参考〉子どものみで行う調理体験	-	167回 50回 6回	H26	200回 - -	食育・花育センター

※ 策定時の数値は、①第2次計画のH26実績値、②第3次基本計画の現状値、③現時点で根拠となる数値なしのいずれかで設定。

※ 目標値は、①第2次計画の目標値を引き継ぐ、②第3次基本計画の目標値、③策定時に根拠となる数値が内場合には意欲:80%、実践:70%、④政策的指標は現状の実施回数を踏まえて設定。

食育推進のための施策展開

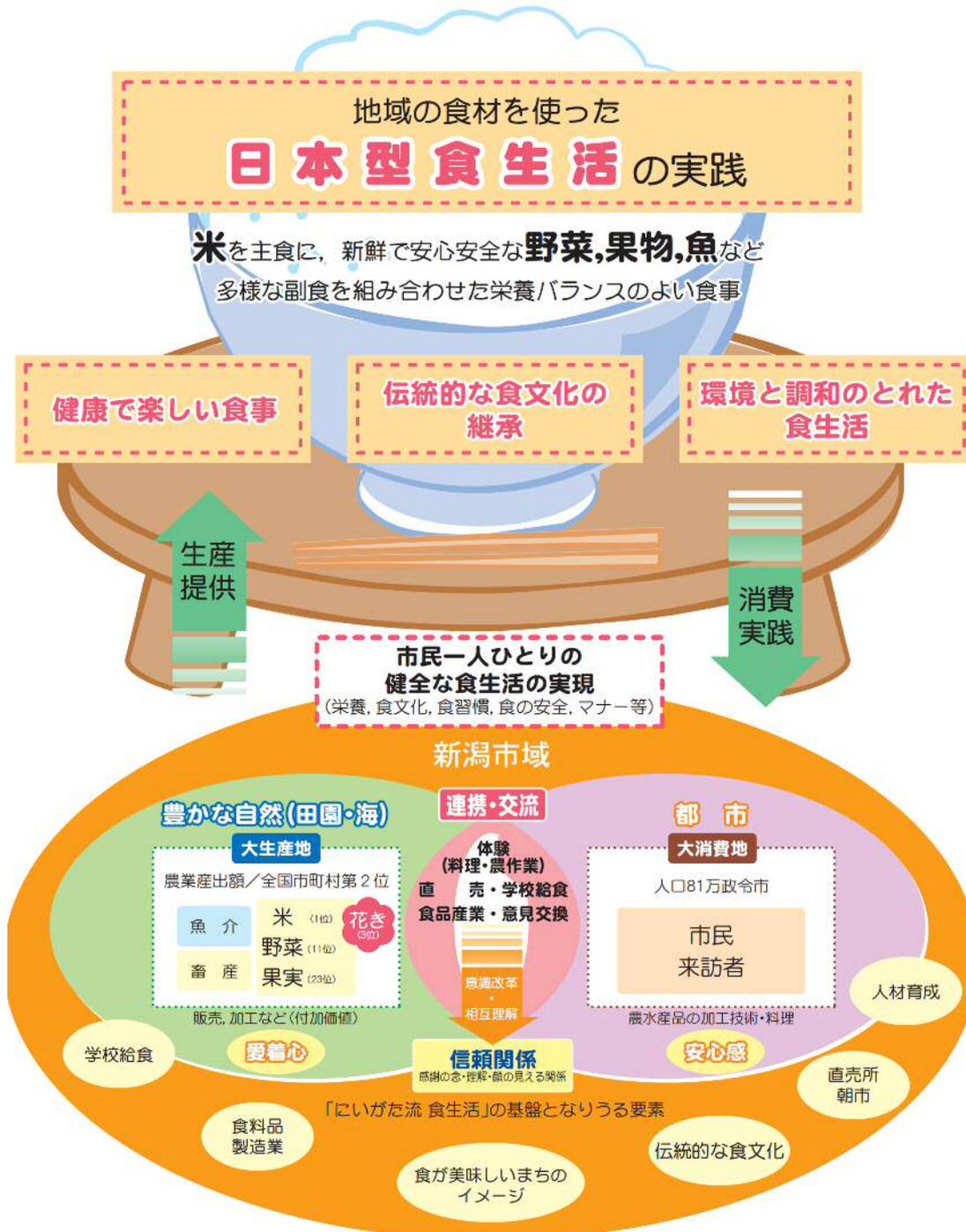
○ 施策の柱となる考え方

- 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進

本市の食生活は、特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」の普及・啓発を図ることを食育推進施策の柱と位置付けます。

- 「にいがた流 食生活」のイメージ

田園と都市の饗宴
 「にいがた流 食生活」イメージ



○ 「にいがた流 食生活」の内容

「にいがた流 食生活」とは、市民の皆さん一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活のことをいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

○ 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開

目標数値指標の4つのテーマごとに重点的に取り組む施策を明記し、
特に重要なものは目標数値指標を設定して施策を展開

各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開

ライフステージに応じた施策の展開

○ 重点施策の展開

目標数値指標の4つのテーマごとに重点的に取り組む施策を明記し、特に重要なものは目標数値指標を設定して施策を展開します。

第3次計画の区分	重点的に取り組む施策
1 えらぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物の作成・配布、食育の日を契機とした普及・啓発の取組の継続（食育推進計画推進事業） ・ SNS の活用も踏まえた拠点施設における食育に関する情報の発信（にいがた流 食生活実践事業） ・ 減塩をテーマにした取組（にいがた流 ちょい塩生活） ・ 食をはじめとする健康づくりに関する活動の継続を促す取組（にいがた未来ポイント・にいがたし健幸マイレージ） ・ 地産地消の推進に関する取組 ・ 食の安心・安全に関する取組
2 つくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食全般 ・ 保健所・区役所・公民館等の実施する各種指導会・講習会 ・ 地域での食育の実践を促す事業の実施（食育推進計画推進事業） ・ 拠点施設での健全な食生活など食育の実践を促す事業の実施（にいがた流 食生活実践事業）
3 たべる	<p>再 保健所・区役所・公民館等の実施する各種指導会・講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健事業全般 ・ 「あいうべ体操」の普及（食育推進計画推進事業・にいがた流 食生活実践事業） ・ 「早寝 早起き 朝ごはん運動」の推進 ・ 「朝早く起きて・活動し、朝ごはんをおいしく食べる」といったライフスタイルの転換を促すモデルとなる取組（にいがた流 食生活実践事業）
4 育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験学習全般の支援（新潟発わくわく教育ファーム推進事業） ・ 食育マスター制度による地域における食育の実践、人材の育成（食育推進計画推進事業） <p>再 地域での食育の実践を促す事業の実施（食育推進計画推進事業）</p> <p>再 拠点施設での健全な食生活など食育の実践を促す事業の実施（にいがた流 食生活実践事業）</p>

○ 基本施策の展開

本市の現状と課題を整理し、条例の基本理念のもと、“にいがた流 食生活”を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開します。

1 市民運動としての食育の推進

教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食に関わる各種団体など関係者とコミュニケーションを図りながら、連携・協働し、市民一人ひとりが自らの問題として食育に関心をもち、市民運動として展開されるよう取り組みます。

2 家庭における食育の推進

市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、自分や家族の食生活を大切にし、健全な食習慣の確立がなされるよう、男女共同参画の視点を踏まえ、保護者や子どもの食に対する関心と理解が深まるよう取り組みます。

3 学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所などにおいて、子どもたちが楽しみながら食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

地域や職場において、栄養、食習慣に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防するための活動を推進します。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

本市の風土、伝統的な行事、作法などと結びついた新潟市ならではの食文化など、伝統ある優れた食文化を発掘し、これを継承するとともに、新たな食文化の創造のための活動を支援します。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集や調査研究、あらゆる広報媒体の有効活用などにより、効果的な情報の発信に努めます。

○ 基本施策の体系図

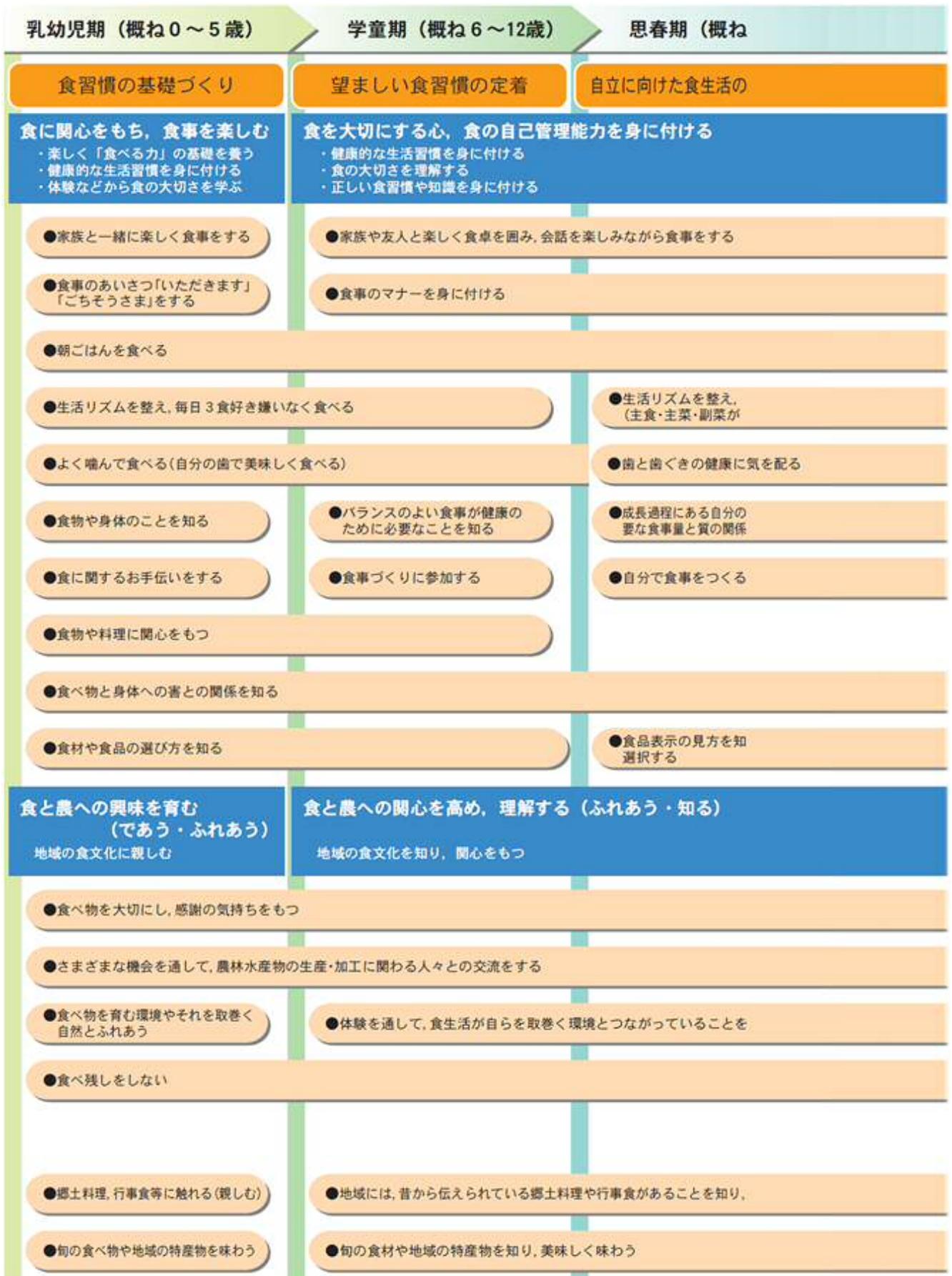
※今後の施策内容と関係者の役割と食育の推進場所を踏まえて修正

施策 No.	基本施策	内容 No.	施策の内容	取組 No.	主な取組
1	市民運動としての食育の推進	1	「にいがた流食生活」の提唱・普及	1	地域で生産される新鮮で安心な食材のできる栄養バランスの優れた「にいがた流食生活」の提唱・普及
				2	「食育フォーラム」や「食育の日」など、「にいがた流食生活」普及のためのイベントの開催
				3	相談窓口やホームページにおける「にいがた流食生活」実践に役立つ継続的な情報発信
		2	継続的な食育推進運動	1	「食育月間(6月)」「食育の日(毎月19日)」の普及
				2	食育推進のためのキャッチコピーやキャラクターの決定、活用促進
				3	トキめき新潟国体等のイベント等を通じた食育の普及啓発
				4	世代を超えて引き継ぐ食育の推進
		3	食育に関する情報発信や相談等のサービスを行う食育・花育センターの整備		
		2	生産者と消費者の交流の拠点となる食と花のにいがた交流センターの整備		
		3	農業体験や食の大切さを学ぶ機会等を提供するアグリパーク・農業研究センターの整備		
		4	各種団体等との連携・協働体制の確立	1	食育推進会議を中核とした各種団体等とのネットワークの構築
				2	庁内連絡会議の設置
		5	地域の力を生かした食育の推進	1	地域コミュニティ協議会による取組の推進
				2	食生活改善推進委員、高齢者等との連携、協働による取組の推進
		6	食育に関する市民の理解の増進	1	食育に関する出前講座、フォーラムの開催
				2	条例や計画に関するリーフレットの作成、配布
				3	食育推進のためのキャッチコピーやキャラクターの募集
		7	あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信	1	ホームページにおける食育に関する情報の一元化と分かりやすい情報発信
				2	市報にいがた、区役所だより、テレビ、ラジオ、ホームページ等あらゆる情報媒体の有効活用
2	家庭における食育の推進	1	男女共同参画を踏まえた食育推進	1	男の料理教室など男性を対象としたイベント等の実施
				2	夫婦、家族参加型イベントの促進
		2	望ましい食習慣や知識の習得	1	家庭、学校、地域など社会全体で家庭を支える取組の推進
				2	公民館における親子料理教室など、楽しみながら食に関する知識や技術を習得する機会の提供
				3	給食だよりの発行や給食試食会の開催など、学校や保育所等を通じた知識の普及
				4	出前講座や出張栄養指導、個別栄養相談など、適切な栄養管理に関する知識の習得のための支援
				5	生活習慣病予防のための適切な食生活と運動習慣の実践の促進
				6	高齢者や障がい者等、世代や生活の状況に応じた視点からの食育推進のための取組の促進
		3	妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導	1	講習会の開催など、妊産婦や乳幼児の家庭における栄養管理やしつけの方法等に関する知識を習得する機会の提供
				2	「家庭教育手帳」「妊産婦のための食生活指針」など国等が作成した既存冊子等の活用促進
				3	過度の痩身傾向が心身と母子の健康に及ぼす影響を踏まえた適切な栄養管理に関する知識等の普及
3	学校、保育所等における食育の推進	1	保育所、幼稚園における食育推進	1	研修会の開催など、食育に対する職員の意識啓発
				2	クッキング保育や野菜の栽培など、食に関する楽しい体験活動機会の提供
				3	組織的・発展的な「食育の計画」の策定の推進
				4	保育所と幼稚園が連携して食育を推進するための体制づくりの検討
		2	小・中学校における指導体制の充実	1	栄養教諭等を中心とした指導体制の充実
				2	研修会の開催など、食育に対する教職員の意識啓発
				3	学校教育全体を通じた食に関する指導計画作成の促進
				4	給食だよりの発行や給食試食会の開催など、家庭、地域との連携強化
				5	地域の食生活改善推進委員や医療機関等による専門的な立場からの支援の促進
		3	小・中学校における子どもへの指導内容の充実	1	食育推進を通じた子どもの学力、体力向上を目指した取組の推進
				2	やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態改善のための必要な知識の普及及び実践の促進
				3	「食に関する指導の手引き」や「実践事例集」の作成・配布など、効果的な指導を行うための取組の推進
				4	地域の生産者等との連携による、食に関わる様々な体験活動の推進
				5	食に関する指導研究推進指定事業の充実
		4	学校給食の充実	1	望ましい食習慣の形成や地域の食文化への理解のため、「生きた教材」としての活用促進
		2	地元でとれた米や旬の食材の美味しさを知るための学校給食における地産地消の推進		
		3	生産者や調理員等給食に関わる人とのコミュニケーション機会の充実		
		4	食事作法等の習得、楽しい給食のための食事環境の充実		
		5	子ども、保護者、生産者、教職員等の意見交換会の開催など、子どもを交えた関係者間のコミュニケーションの促進		
		6	完全米飯給食に向けた取組		
5	高校、大学等における食育推進	1	中学校卒業後の子どもたちに対する食育を推進するための体制づくりの検討		
		2	大学の学生食堂等における食育メニューの提供など、自発的な取組の促進		

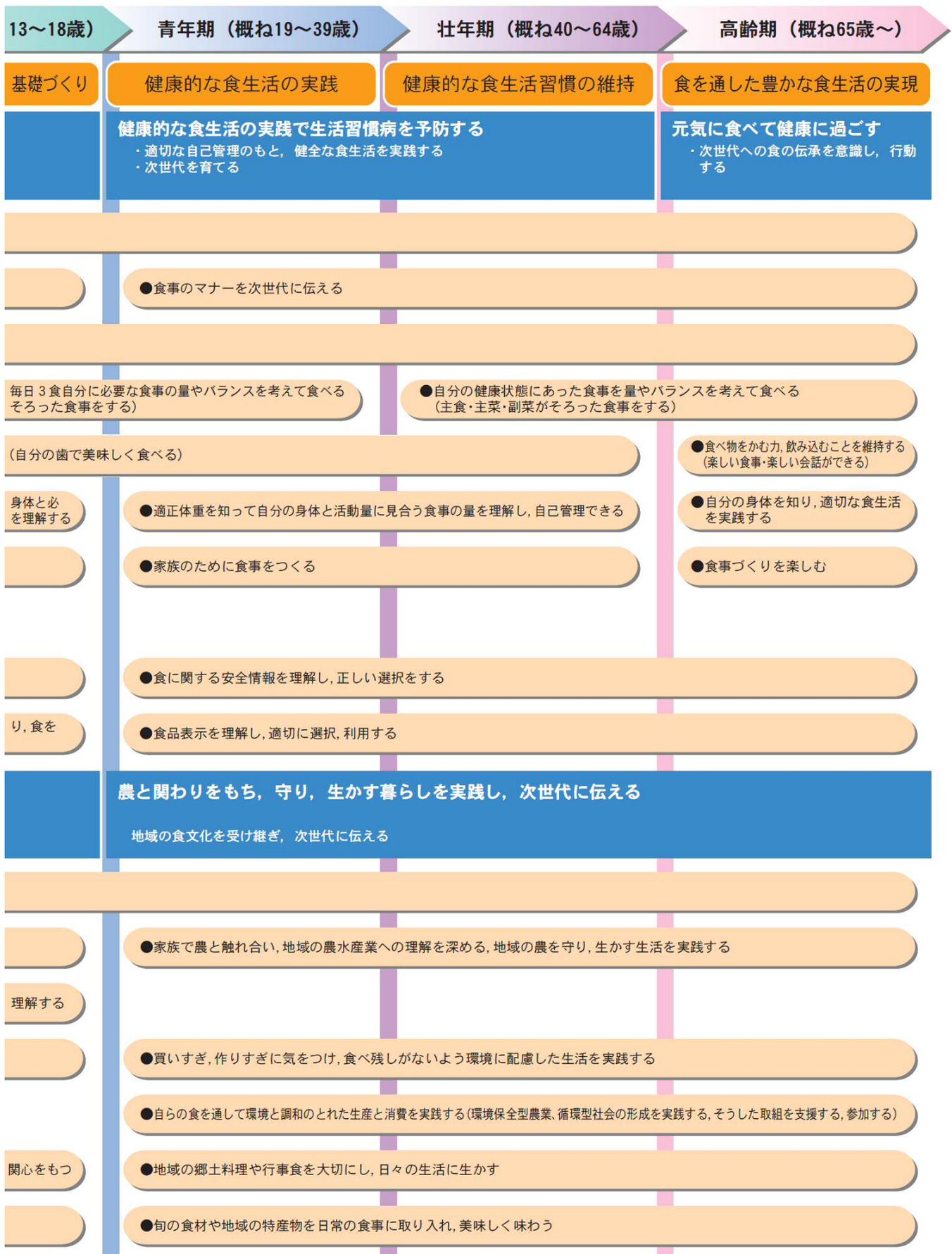
施策 No.	基本 施策	内容 No.	施策の内容	取組 No.	主な取組		
4	地域及び職場における食生活改善のための取組の推進	1	「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進	1	地域保健福祉センター、医療福祉施設、スーパーマーケット、飲食店、職場の食堂等における普及啓発		
				2	「新潟市版食事バランスガイド」の作成、活用促進		
				3	飲食店やスーパーマーケット等における「食事バランスガイド」を表示した料理や食品の提供など、関係者による自発的な取組の促進		
		2	専門的知識を有する人材の養成・活用の推進	1	ボランティア養成等を行う団体等との連携		
				2	栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、専門家の様々な活動を促進するための支援		
				3	地域コミュニティ協議会に対する情報提供や相談など、地域住民による自発的な取組を促進するための支援		
		3	市民の健康づくりのための食育推進	1	保健所、地域保健福祉センター、医療機関等における生活習慣病予防の観点からの食育の普及啓発の促進		
				2	医療機関の健康診断時における健康状態に応じた栄養、運動の指導の充実の促進		
				3	「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の普及		
				4	噛むことの大切さの理解の促進と実践のための取組の促進		
				5	一人暮らしの高齢者や障がい者等に配慮した適切な栄養管理や地域支援の促進		
				6	ホームページにおける世代等に応じた食生活のアドバイス等市民の健康づくりに役立つ情報の発信		
		4	食品関連事業者等による食育推進	1	飲食店、スーパーマーケットにおける食の選択に資する情報提供や知識の普及		
				2	食品関連事業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進		
				3	飲食店等による「食育の日」における食育メニューの提供などの取組の促進		
		5	職場における食育推進	1	職員食堂における食育メニューの提供など、事業者による食育の普及啓発のための取組の促進		
				2	職場の健康診断時における健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実		
		5	豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進	1	田園と都市の交流促進(農林漁業者等による食育推進)	1	農林漁業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進
						2	体験活動ができる場所やイベント等に関する情報の提供
						3	地域でとれる食材や伝統的な料理、加工食品等の普及
4	都市型グリーン・ツーリズムの推進						
5	地域コミュニティ協議会等との連携による地域の農業・農村への関心を高める環境づくりの推進						
2	地産地消の促進			1	家庭、学校、職場、飲食店等における地域の食材の消費と環境の整備		
				2	直売所や交流施設の整備に対する支援など、消費者と生産者の交流機会の促進		
				3	食品関連事業者による消費者と生産者の交流促進のための取組の促進		
				4	地場産物の宣伝、発掘、開発などの取組の推進		
				5	学校給食等における地場産物の使用拡大		
				6	ホームページにおける地場産物に関する市民に役立つ情報の発信		
3	食文化の継承のための支援			1	地域コミュニティ協議会や食生活改善推進員や高齢者との連携による地域の食材や食文化の掘り起こし		
				2	地域のイベントや学校給食における伝統的なメニューの提供や世代間交流の推進		
				3	地域の食材を使用した料理や郷土料理を集めたレシピ集の作成などによる地域の食文化の普及		
				4	アイディア郷土料理の募集など、新たな食文化の開発のための取組の促進		
				5	伝統的な食文化を盛り込んだメニューの提供など、飲食店等による食文化継承の取組の促進		
		6	「食育の日」「食育フォーラム」「食の陣」などのイベントにおける食文化の普及				
		7	栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、食文化継承の担い手を養成するための支援				
		8	ホームページにおける地域の食文化に関する情報提供				
4	バイオマス利用と食品リサイクルの推進	1	「新潟菜の花プラン」「給食残渣の堆肥化」など、食べ物や地域の限られた資源を大切さに関する市民の理解を深めるための取組の推進				
		2	食品関連事業者及び消費者に対する食品リサイクルの必要性に関する普及啓発				
6	食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等	1	食品の安全性に関する知識と理解の増進	1	市報にいがたや区役所だより、ホームページ、出前講座等による食品の安全性に関する基本的知識の普及		
				2	科学的知見等に基づく正しい情報の発信及び情報発信者のモラル向上のための取組		
				3	食に関する様々な情報に対する過剰反応の抑制		
				4	消費者と生産者のリスクコミュニケーションの推進		
				5	「食の安全基本方針」の普及と取組の推進		
		2	栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究	1	食育推進の基礎となる実態把握のための各種情報の収集及び研究		
				2	市民健康・栄養調査の実施など、市民の食生活と健康についての実態を把握するための取組		
				3	ホームページにおける各種調査研究結果の公表及び活用の促進		

○ ライフステージに応じた施策の展開 **※施策の体系を踏まえて修正**

食育の推進にあたっては、市民一人ひとりのライフステージに応じた取組が重要であるため、



乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに各世代の目指す姿を示しました。



計画の着実な推進に向けて

○ 計画の推進体制

○ 新潟市食育推進会議

平成18年7月に設置した食に関連する団体や有識者などで構成する新潟市食育推進会議を中心に食育推進計画の進行管理を行います。

○ 新潟市食育推進会議を核とした推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取組やそれぞれの関係者等が連携・協働した取組を促進します。

○ 市の推進体制

庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための連絡調整会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。

○ (仮称)新潟市食育推進ネットワークの構築

新潟市全体の食育推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設である食育・花育センターを有効に活用してもらうため、新潟市の食育推進の趣旨に賛同する企業や関係団体、行政機関などからなる「新潟市食育推進ネットワーク」を構築します。

趣旨に賛同する様々な特性を持つ関係者が集まることにより、それぞれが保有している情報や人材が食育・花育センターに集約され、相互に交流が行われることでそれらが共有化され、連携が強化されることにより、食育の推進体制を強固することを目指します。

○ 市民及び関係者の役割・責務

○ 市民

食に関する知識を深めるとともに、家庭、学校、保育所、地域、職場その他社会のあらゆる分野において、自ら生涯にわたり健全な食生活を実践し、食育の推進に寄与するよう努めるものとします。

保護者としての立場では、家庭が食育において重要な役割を有しているという認識を一層深め、特に子どもの望ましい食習慣の確立等に積極的に取り組むよう努めるものとします。

○ 教育関係者等

教育に関する職務に従事する者、関係機関及び関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、教育の分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **保健医療関係者等**

保健、医療、保育及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する者や、関係機関並びに関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、保健医療等に関する分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **農林漁業者等**

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、安心・安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験活動の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解を深めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **食品関連事業者等**

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、食に関する幅広い情報の開示及び体験機会の提供等食品関連事業の活動を実施するにあたって、自主的、積極的に食育を推進するとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **市（行政）**

市民、学校・保育所等その他の関係団体等との連携のもと、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むために、「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取組まれるよう機運の醸成を図ります。

また、国、県とも、必要に応じて協力しながら食育の推進に努めます。

- **計画の進行管理・公表**

- **計画の進行管理**

本計画の進行にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業等の達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。

- **公表**

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

- **計画の見直し**

本計画の目標年次である平成33年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合、新潟市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

○ 関係者の役割と食育推進の場所

関係者 (立場)		場 所 (対象)	家 庭	学 校 保育所等	地 域 職場 拠点施設
			(あらゆる世代)	(子ども)	(あらゆる世代)
市 民	消費者		・健全な食生活の実践	・知識の習得 ・行事等への参加、協力	・スーパーマーケットや飲食店、職場等における食生活改善の実践 ・地域の食育推進活動への参加
教 育 関係者	(教育者)		・給食だよりや試食会等を通じた家庭への食育の普及 ・保護者との連携	・あらゆる機会を捉えた食に関する指導内容の充実 ・生きた教材としての学校給食等の活用 ・生産者等との連携	・地域コミュニティ協議会等との連携・協力
保 健 医 療 関係者			・一人暮らしの高齢者や介護が必要な障がい者等、個々の状況に応じた食事指導が必要な人に対する適切な栄養指導等	・教育関係者の取組に対する保健医療の視点からの支援	・医療機関や職場等の健康診断等における適切な食事指導 ・保健医療福祉施設等における食育の普及・啓発
農 林 漁 業 者	生産者		・農林漁業体験の機会を提供 ・消費者との積極的な交流	・農林漁業体験の機会を提供 ・学校給食等における食材の提供 ・子どもたちとの積極的な交流 ・教育関係者等の取組への協力	・農林漁業体験の機会を提供 ・地産地消推進のための協力 ・関係者との連携強化
食 品 関 連 事 業 者			・食品の製造、加工、流通、食事の提供等に関する様々な体験の機会を提供 ・消費者との積極的な交流	・食品の製造、加工、流通、食事の提供等に関する様々な体験の機会を提供 ・教育関係者等の取組への協力	・スーパーマーケットや飲食店等における食品に関する幅広い情報の提供 ・自らの事業における地産地消の推進と、他者の取組への協力 ・関係者との連携強化
市	行 政		・家庭における健全な食生活を実践するために必要な適切な情報の提供	・学校・園における食育を推進するために必要な支援	・市民運動による食育を推進するために必要な支援 ・拠点施設における食育の実践を促す事業の実施

※ その他の関係者の期待される役割

事業者	消費者	(・社員の家庭での食生活への配慮)	(・教育関係者等の取組への協力)	・職場の食堂等における食育の普及・啓発(食堂経営者等との協力) ・職場の健康診断時における食生活改善のための食事指導等(実施機関等との協力)
マスメディア	中 立	・食品の安全性、栄養、その他市民の食の選択に資する正しい情報の提供 ・様々な食育推進の取組に関する情報の発信(自発的または市、関係者からの情報提供に基づくもの)		

※その他の関係者とは、食育推進の主體的な役割を担うとして条例上に挙げられた関係者以外で、食育を効果的に推進する上で、
 ※*大きな影響力をもつと思われる者であり、その役割については強要するものではない。

資料

○ 新潟市食育推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条—第18条）

第3章 推進体制等（第19条—第21条）

附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の痩身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。
- (2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの（以下「関係者等」という。）が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所（以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。）を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。
- (3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。
- (4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（教育関係者等及び保健医療関係者等の役割）

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（農林漁業者等の役割）

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国及び県との協力）

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

（家庭における食育の推進）

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制の充実、学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（地域及び職場における食生活改善のための取組の推進）

第13条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用、保健所、医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域の力を生かした食育の推進)

第14条 市は、高齢者、地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）、食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。）、食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第15条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第16条 市は、地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校、保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の普及・啓発等)

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及・啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

(推進計画)

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する基本方針

(2) 食育の推進に関する目標

(3) 食育の推進に関する施策展開

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進会議)

第20条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画の作成及び実施に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役員又は職員

(3) 教育関係者

(4) 市民

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(年次報告)

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議条例の廃止)

2 新潟市食育推進会議条例（平成18年新潟市条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

○ 食育基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条—第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条—第18条)

第3章 基本的施策(第19条—第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条—第33条)

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 14 条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 15 条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第 2 章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第 16 条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及・啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第 23 条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第 24 条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第 25 条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第 26 条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 27 条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第 28 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 29 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

(2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 30 条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第 32 条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第 33 条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)